

1 議 事 日 程

3月6日（初 日）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長施政方針・諸般報告並びに提出案件の概要説明
- 日程第4 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について（内海地区内における交通事故））
- 日程第5 報告第2号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について（豊丘地区内における車両損傷事故））
- 日程第6 報告第3号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更について（篠島防災拠点施設建設工事））
- 日程第7 報告第4号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更について（内海防災拠点施設建設工事））
- 日程第8 議案第1号 公の施設の指定管理者の指定について（篠島渡船ターミナル）
- 日程第9 議案第2号 財産の取得について（土地及び建物の取得）
- 日程第10 議案第3号 南知多町防災センター設置及び管理条例の制定について
- 日程第11 議案第4号 南知多町いじめ問題専門委員会及び南知多町いじめ問題再調査委員会条例の制定について
- 日程第12 議案第5号 南知多町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第6号 南知多町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第7号 南知多町税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第8号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第9号 南知多町部設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第10号 南知多町観光施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第11号 南知多町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第12号 南知多町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第13号 平成28年度南知多町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第21 議案第14号 平成28年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

- 日程第22 議案第15号 平成28年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第23 議案第16号 平成28年度南知多町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第24 議案第17号 平成28年度南知多町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第25 議案第18号 平成29年度南知多町一般会計予算
- 日程第26 議案第19号 平成29年度南知多町国民健康保険特別会計予算
- 日程第27 議案第20号 平成29年度南知多町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第28 議案第21号 平成29年度南知多町介護保険特別会計予算
- 日程第29 議案第22号 平成29年度南知多町漁業集落排水事業特別会計予算
- 日程第30 議案第23号 平成29年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計予算
- 日程第31 議案第24号 平成29年度南知多町水道事業会計予算

2 会議に付した事件 議事日程に同じ

3 議員の出欠席状況

出席議員（10名）

1番	石黒正重	3番	高原典之
4番	清水英勝	5番	藤井満久
6番	山下節子	7番	吉原一治
9番	松本保	10番	鈴川和彦
11番	榎本芳三	12番	榎戸陵友

欠席議員（なし）

欠員（2名）

4 説明のため出席した者の職・氏名

町長	石黒和彦	副町長	北川眞木夫
総務部長	大岩良三	総務課長	中川昌一

検査財政課長	山下雅弘	防災安全課長	大岩幹治
税務課長	石黒廣輝	企画部長	鈴木良一
企画課長	田中嘉久	地域振興課長	滝本恭史
建設経済部長	吉村仁志	建設課長	田中吉郎
産業振興課長	川端徳法	水道課長	相川徹
厚生部長	柴田幸員	住民課長	鈴木正則
福祉課長	神谷和伸	環境課長	宮地廣二
保健介護課長	滝本功	教育長	大森宏隆
教育部長兼 学校教育課長	内田静治	社会教育課長	森崇史
学校給食 センター所長	宮本政明	会計管理者 兼出納室長	鈴木茂夫

5 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	相川博運	主査	保母公次
--------	------	----	------

[開会 9時30分]

○議長（松本 保君）

皆さん、おはようございます。

本日は、大変御多用の中を3月定例町議会に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

インフルエンザもそろそろ終えんの時期となってきました。皆さんの体調はいかがでしょう。

さて、2万人近くの死者、行方不明者を出した東日本大震災の発生からもうすぐ6年、3月11日を迎えます。中日新聞には、津波から逃れる4カ条が記されています。1. すぐに高い場所へ、2. 事前の準備を、3. 川に警戒する、4. 想定外を想定する。改めて考え、思い出すことをお願いいたします。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより平成29年第1回南知多町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。日程に従い、議案の審議を逐次行ってまいりますので、よろしくをお願いいたします。

日程に先立ちまして、報告させていただきます。

監査委員より例月出納検査結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（松本 保君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において7番、吉原一治君、10番、鈴川和彦君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（松本 保君）

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月17日までの12日間といたしたい

と思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、会期は12日間と決定しました。

日程第3 町長施政方針・諸般報告並びに提出案件の概要説明

○議長（松本 保君）

日程第3、町長施政方針・諸般報告並びに提出案件の概要説明を求めます。

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

皆様、おはようございます。

本日ここに、平成29年第1回南知多町議会定例会を招集いたしましたところ、町議会議員の皆様方におかれましては御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、本日お越しくございました傍聴者の皆様、改めて深く感謝申し上げます。ありがとうございます。

さて、本定例会にて、平成29年度の一般会計当初予算をはじめ、重要諸議案の審議をお願いするに当たり、時間をいただきまして、私のまちづくりに対します施政方針を述べさせていただきます。

町民の皆様のお信任を賜り、町長に就任して、はや6年が経過いたしました。1期目の就任以来、一貫して「日本一住みやすいまち」を目指し、人口減少ストップを目標に取り組んでまいりました。

国では、地方版総合戦略の本格的な推進に向け地方創生推進交付金を創設し、自治体の自主的・主体的で先導的な事業を支援し、官民協働、地域間連携、地域社会を担う人材の育成など、将来にわたって活力ある社会の維持を目指しております。

本町でも、人口減少と地域経済縮小の克服に全力で取り組むため、平成27年度に南知多町まち・ひと・しごと総合戦略を策定いたしました。活力ある南知多の未来に向け、この戦略に示した基本目標は、同時に見直しをいたしましたまちづくりの最上位計画である第6次総合計画後期計画の中に、次の重点プロジェクトとして反映されております。1つ目は、産業の活性化と雇用の確保、2つ目は、移住・交流の促進、3つ目として、結婚・出産・子育ての支援、そして4つ目は、安全・安心と地域課題の解決であります。この4つを柱に総合計画後期計画の重点プロジェクトと、南知多町まち・ひと・しごと

総合戦略との密接な連携を図りながら、「日本一住みやすいまち」の実現に向け取り組んでまいります。

また今、日本全国の公共施設等におきまして、その老朽化対策が問題となる中、数多くの老朽施設を抱える本町においても、公共施設の安全性確保とともに、その維持更新に係る財政負担が大きな課題となっています。

本年度、長期的な視点に立って、本町の保有する公共施設等の効率的かつ効果的な管理運営と財政負担の軽減等を図ることを目的に、公共施設等総合管理計画の策定を進めてまいりました。その試算によりますと、現在保有する施設の将来にわたる長期的な維持更新等の費用は、町の投資的支出の実績をはるかに超える費用が見込まれております。今後、この計画に示す基本方針に沿って、災害対策の拠点施設として、また誰もが安心して利用できる公共空間として施設の安全性を確保しつつ、公共施設保有量の適正化や維持管理の効率化、施設の長寿命化などに取り組み、財政負担の軽減や平準化に取り組んでいく所存でございます。

それでは、予算編成に当たっての基本的な考え方を申し上げます。

町税をはじめとする自主財源の比率が低く、財政基盤の脆弱な本町におきまして、少子・高齢化による社会保障関係費はソフト面において、公共施設等の老朽化はハード面において、ともに深刻な財政課題となっております。

本町の財政構造は、地方交付税や地方交付税のかわりの措置としての臨時財政対策債に大きく依存する中、平成28年度の普通交付税は平成27年度の国勢調査人口の減少が反映されまして大幅な減額となったこと、さらに普通交付税の算定方法の見直しが順次進められていることが示されまして、今後の地方交付税へのマイナス影響が懸念されているところでございます。

また、本町の地方債残高は平成20年度以降毎年度増加しており、今後も老朽施設の長寿命化や再配置事業などで借入れを行えばさらに増加することとなり、地方債の元利償還金は、平成32年度には今より1億円近く増加する見込みとなっております。

また、総合計画第7期実施計画における平成31年度までの財政見通しでは、各年度とも人口流出と少子・高齢化による生産年齢人口の減少により、町税の伸びは期待できず、扶助費や介護給付費等の増大や、公共施設の維持改修などにより歳入が歳出を超過しており、不足額を財政調整基金で補填せざるを得ない状況となっております。

このまま実施計画どおり全て実施すれば、平成27年度決算では10億円余りの財政調整

基金が平成31年度末残高では1億円程度となる見込みとなり、事業計画において緊急度、優先度をより厳しく査定していかなければなりません。こうした厳しい財政状況のもとで予算編成を行ったものであります。

まずは現状と同じような住民サービスを低下させないことを前提に、町が置かれた財政状況と喫緊の避けることのできない事業を見定め、限られた財源の中で施策を重点化し、効率的に事業を推進するため聖域なき事務事業の見直しを行うとともに、不用額の精査をし徹底した無駄の排除をいたしました。

最少の経費で最大の効果を基本とし、健全財政の確保に努めながら「日本一住みやすいまち」をつくるため、私の決意を形にした平成29年度予算編成につき、ポイントとなる施策を説明させていただきます。

重点項目の結婚・出産・子育ての支援では、子育て支援として子ども医療費の拡充であります。子育て家庭の経済的負担を軽減し、支援を一層充実させるため、中学生、高校生等の通院医療費を従来までの2分の1の助成から全額助成へと拡充し、子育て世代の経済的支援の充実を図ります。

また、安全・安心と地域課題の解決の重点項目では、災害に強いまちづくりの推進であります。南海トラフ巨大地震、津波等から町民の命を守るため、平成28年度に県より取得いたします、仮称ではございますが、南知多町師崎避難所（旧ビラ・マリーン南知多）の整備を行います。

その他の主な施策につきましては、新規事業を中心に御説明させていただきます。

道路整備につきましては、道路交通の安全性を確保するため、老朽化した橋梁、道路を計画的・効率的に修繕するに当たり、幹線道路を中心に、点検結果を踏まえ、修繕計画に基づいた橋りょう長寿命化事業、道路ストック長寿命化事業を進めてまいります。

漁港につきましては、漁港施設の大規模地震・津波等に備えた防災・減災対策のための機能保全強化事業として、大井漁港と日間賀漁港の整備を引き続き計画しております。

上水道事業におきましては、水の安定供給の確保をするため施設の耐震化を進めてまいります。本年度は大井配水区、豊丘配水区管路耐震化事業、また新規事業としまして篠島浦磯配水管布設がえ事業などを計画いたしております。

環境対策の新規事業としまして、今後予定されておりますごみ処理の広域化に伴い、ごみの減量化、リサイクル率の向上を図るため、ミックスペーパーの収集を実施し、ごみの排出抑制、資源の有効利用を促進し、循環型社会の形成を推進いたします。町民の

皆様方には、ごみ処理費用の削減に向かい、深い御理解と御協力を切にお願い申し上げます。

防災につきましては、災害発生時に避難所へ配給する食料、水の備蓄を充実するとともに、新たに災害用発電機を配備し災害に備えてまいります。加えて、災害時の通信手段を確保するため、役場本庁舎にMCA（マルチ・チャンネル・アクセス）の移動系無線通信及び消防無線通信のアンテナ増設工事を行います。災害時の防災危機管理の緊急連絡通信システムの充実をいたしてまいります。

さらに、危機に瀕した命を守るため、いつでも利用できるようにと整備を進めてまいりました外づけAEDを山海ふれあい会館屋外に設置いたします。

空き家対策におきまして、本町は既に条例を制定し取り組んでいるところではあります。国の空き家等対策推進に関する特別措置法に基づきまして、対策をさらに充実するため空き家等対策計画を策定いたします。

予防接種関係では、乳幼児の健康と生命を守るため、予防接種の機会の増加を目指し、集団予防接種を町内の医療機関における個別予防接種及び町外の協力医療機関においても予防接種が受けられるよう、拡充・拡大してまいります。

保育所の環境整備につきましては、平成30年度より日間賀保育所において2歳児の受け入れができるよう、保育所の改修工事を行ってまいります。

観光施設におきましては、観光客、利用者へのサービス向上を図るため、日間賀島渡船施設整備事業を進めてまいります。本年度は実施設計及び地質調査を行います。

社会教育の事業におきましては、平成28年度に文化庁の地域活性化事業を利用して構築いたしました町内の文化財及び教育委員会所蔵資料をパソコン上で把握できるシステムを活用し、文化財の散策に利用できる文化財アプリを一般の方に公開いたします。また、町の貴重な文化財、文化遺産を多くの方々に知っていただくために文化財カードを作成し、町内の神社仏閣等を訪れた方に配布してまいります。

公民館整備事業としましては、建物の老朽化による危険を取り除くため、豊浜にございます町公民館の外壁補修工事を実施いたします。また、篠島開発総合センターにおいては、利用者の安全性と利便性を向上するために駐車場を拡大する工事を実施してまいります。

重点項目、移住・交流の促進としましては、南知多町を好きになった人の交流・移住・定住を促進するために、ポータルサイト、SNS等の情報発信ツールの強化、情報

発信の担い手となるプロモーター、サポーターの人材育成を実施してまいります。

重点項目、産業の活性化と雇用の確保としまして、南知多町の基幹産業であります農業、水産業、観光業に従事する事業者の方々への支援を南知多町まち・ひと・しごと総合戦略に基づき、地方創生交付金を活用した事業で実施してまいります。

さて、平成29年度の予算案でございますが、予算の規模は総額で141億2,005万7,000円、前年度対比1.7%の減額であります。

その総額の内訳は、一般会計71億1,500万円、前年度対比2.5%減額であります。国民健康保険特別会計をはじめとする5つの特別会計の合計は58億5,980万円、前年度対比1.7%の増額、水道事業会計では11億4,525万7,000円、前年度対比22.1%の減額であります。

このうち、一般会計の歳入では、町税のうち法人町民税につきまして法人税割額の税率改正の影響による減額もあり、町税全体では前年度より1,647万5,000円、0.7%減の22億2,675万8,000円を計上いたしております。

町税に次ぐ本町の主要財源であります地方交付税は、平成29年度の国の地方財政対策における地方交付税の積算内容から参酌いたしまして、普通交付税は前年度に比較しまして4,000万円減の18億3,000万円を予算計上しております。また、特別交付税につきましては1億4,940万円を予算計上し、結果、地方交付税は前年度より2,790万円、1.4%減の19億7,940万円としております。

なお、不足する財源対策として、地方交付税の振りかえ措置であります臨時財政対策債の借り入れと財政調整基金の取り崩しによりまして対応してまいります。

社会情勢の変化等に円滑に対応すべく、年度途中におきまして必要により補正予算などを提案させていただき所存でありますので、あわせて御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上で、平成29年度の私の施政方針とさせていただきます。

次に、諸般報告をさせていただきます。

南知多町情報発信講座について御報告申し上げます。

南知多町タウンプロモーション事業の一環として、地方創生推進交付金事業を利用し、南知多町情報発信講座を開催いたしました。南知多町の魅力を発信していくための講座として、1月24日から2月28日までの6週間にわたり毎週火曜日19時より、総合体育館第2会議室におきまして、全6回の情報発信講座を毎回異なる講師からさまざまな視点

で講義をしていただきました。SNSの効果的な使い方、きれいな写真の撮り方など、すぐに実践できる内容であり、全ての講座において30人の予定人数を超える大人気講座となりました。

諸般報告は以上でございます。

続きまして、提出案件の概要を御説明申し上げます。

本議会に提出させていただきます案件は、専決処分の報告4件及び公の施設の指定管理者の指定につきましてをはじめ24議案でございます。

それでは、順を追って提出案件の概要を御説明申し上げます。

報告第1号の専決処分の報告につきましては、南知多町大字内海地区内で発生した交通事故について、損害賠償の額を決定し和解することにつき、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分をしたもので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

報告第2号の専決処分の報告につきましては、南知多町大字豊丘地区内で発生した車両損傷事故につきまして、損害賠償の額を決定し和解することにつき、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分をしたもので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

報告第3号及び第4号の専決処分の報告につきましては、篠島防災拠点施設建設工事及び内海防災拠点施設建設工事の請負契約におきまして、契約金額に変更が生じたため、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

議案第1号の公の施設の指定管理者の指定につきまして、篠島渡船ターミナルの管理につきまして、南知多町篠島渡船ターミナルの設置及び管理に関する条例第18条第1項の規定により指定管理者の指定を行うため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決をお願いするものであります。

議案第2号の財産の取得につきましては、元南知多老人福祉館の土地及び建物を取得することにつきまして、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき議会の議決をお願いするものであります。

議案第3号の南知多町防災センター設置及び管理条例の制定につきましては、内海地区及び篠島地区に防災センターが設置されることに伴いまして、新たに条例を制定するものでございます。

議案第4号の南知多町いじめ問題専門委員会及び南知多町いじめ問題再調査委員会条例の制定につきましては、いじめによる重大事態への対処として、当該事態に係る事実関係を明確にするための調査及び再調査を行う組織を設置するため、新たに条例を制定するものでございます。

議案第5号の南知多町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例及び議案第6号の南知多町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が本年1月1日に施行されたことに伴いまして、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第7号の南知多町税条例等の一部を改正する条例につきましては、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律が昨年11月28日に公布されたことに伴いまして、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第8号の南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法の一部を改正する法律が平成28年3月31日に公布され、国の法定限度額が引き上げられたことに伴いまして、本町の課税限度額を引き上げるため、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第9号の南知多町部設置条例の一部を改正する条例につきましては、総務部の所掌する予算その他の財産に関する事務を企画部に移管するため、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第10号の南知多町観光施設条例の一部を改正する条例につきましては、内海展望台を廃止したことに伴いまして、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第11号の南知多町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例につきましては、子ども医療費助成について、中学生以上の子供の通院に係る医療費を2分の1から全額支給に拡充することに伴いまして、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第12号の南知多町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例につきましては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営に関する基準の一部が改正されたことに伴いまして、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第13号は、平成28年度南知多町一般会計補正予算（第4号）であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億4,443万9,000円を追加し、補正後の歳入歳出の予算総額を79億4,053万6,000円とするものであります。

補正をお願いします内容としましては、歳出におきまして、総務費2億3,137万3,000円及び教育費100万円をそれぞれ追加し、民生費2,715万1,000円、衛生費1,052万円、農林水産業費2,321万4,000円、消防費1,798万円及び公債費906万9,000円をそれぞれ減額するものであります。

また、歳入におきまして、財産収入70万9,000円及び繰越金4億3,290万9,000円をそれぞれ追加し、国庫支出金627万5,000円、県支出金3,154万2,000円、繰入金2億2,966万8,000円、諸収入59万4,000円及び町債2,110万円をそれぞれ減額するものであります。

また、あわせまして個人番号カード交付事業につきまして、翌年度に繰り越して予算を使用するための繰越明許費の補正措置並びに事業費等の変更による地方債の補正をお願いしますものであります。

議案第14号は、平成28年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,600万3,000円を追加し、補正後の歳入歳出の予算総額を34億6,505万4,000円とするものであります。

補正をお願いします内容としましては、歳出におきまして、共同事業拠出金627万円及び諸支出金1,973万3,000円をそれぞれ追加し、歳入におきましては、国庫支出金1,918万2,000円、県支出金156万7,000円及び繰越金1,507万3,000円をそれぞれ追加し、繰入金981万9,000円を減額するものであります。

議案第15号は、平成28年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ596万3,000円を減額し、補正後の歳入歳出の予算総額を2億5,276万1,000円とするものであります。

補正をお願いします内容としましては、歳出におきまして、後期高齢者医療広域連合納付金596万3,000円を減額し、歳入におきましては、繰入金596万3,000円を減額するものであります。

議案第16号は、平成28年度南知多町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ917万3,000円を追加し、補正後の歳入歳出の予算総

額を8,717万3,000円とするものであります。

補正をお願いします内容としましては、歳出におきまして、総務費387万3,000円及び基金積立金530万円をそれぞれ追加し、歳入におきましては、財産収入6,000円、繰越金885万3,000円及び諸収入31万4,000円をそれぞれ追加するものであります。

議案第17号は、平成28年度南知多町水道事業会計補正予算（第2号）であります。

今回の補正は、収益的支出を1,296万1,000円増額し7億9,544万1,000円に、また資本的支出を17万7,000円増額し5億2,120万4,000円とするものであります。

次に、議案第18号から議案第24号までの7議案は平成29年度南知多町の各会計の当初予算でございます。

一般会計・5特別会計及び企業会計の予算総額は141億2,005万7,000円であり、前年度の当初予算額に比較いたしますと2億4,676万7,000円、1.7%の減となっております。

厳しい財政状況にありますが、先ほど所信表明にて申し上げた思いを込め予算編成に当たったものであります。

なお、各会計の当初予算につきましては、上程の都度私から、またその他の案件につきましては担当部長等に説明させますので、慎重御審議の上、円満かつ速やかに御可決賜りますようお願いを申し上げます。施政方針・諸般報告並びに提出案件の概要説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（松本 保君）

これをもって、町長施政方針・諸般報告並びに提出案件の概要説明を終わります。

日程第4 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について（内海地区内における交通事故））

○議長（松本 保君）

日程第4、報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について（内海地区内における交通事故））の件を報告します。

報告を求めます。

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

それでは、報告第1号 専決処分の報告について御説明申し上げます。

2枚目をごらんください。

専決第1号 損害賠償の額の決定及び和解についてでございます。

南知多町大字内海地区内で発生した交通事故につきまして、損害賠償の額を決定し和解するため、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、去る平成29年1月6日付で専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告するものでございます。

1の相手方の住所、氏名につきましては、記載のとおりでございます。

2の事故の概要につきましては、平成28年11月18日午後6時30分ごろ、職員が公用車で訪問先駐車場から道路へ出ようとした際に、道路幅の確認を怠り、相手方のブロック及び駐車ポールに衝突し損傷させたものでございます。

3の損害賠償の額及び和解の内容につきましては、損害賠償の額は8万6,832円でありまして、和解の内容は、町は相手方に対し事故に係る修理代を損害賠償の額として支払うものでございます。

以上で報告を終わります。

今後につきましても、職員の交通安全には十分心がけるよう指導に努めてまいりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（松本 保君）

これをもって報告を終わります。

日程第5 報告第2号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について（豊丘地区内における車両損傷事故））

○議長（松本 保君）

日程第5、報告第2号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について（豊丘地区内における車両損傷事故））の件を報告します。

報告を求めます。

建設経済部長、吉村君。

○建設経済部長（吉村仁志君）

それでは、報告第2号 専決処分の報告について御説明いたします。

2枚目をお開きください。

専決第2号は、道路管理者の瑕疵に起因して発生した事故について、損害賠償の額を決定し和解するため、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、去る平成29年2月8日付で専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございま

す。

1の損害賠償の相手方は、記載のとおりでございます。

2の事故の概要につきましては、平成29年1月19日午前8時5分ごろ、相手方家族が運転する普通自動車が、南知多町大字豊丘字孫廻間72番3付近において、町道4217号線から病院職員駐車場へ進入しようとしたところ、道路側溝の鋼製ぶたがはね上がり普通自動車の後方下裏に当たり、リアバンパーカバー、フロアアンダーカバー、スペアホイールキャリア等が損壊したものであります。

3の損害賠償の額及び和解の内容につきましては、損害賠償の額14万6,557円であります。相手方に対し、事故に係る普通自動車の修理代及びその他一切の費用でございます。

今後におきましても、道路施設の管理に十分心がけ、再発防止に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（松本 保君）

これをもって報告を終わります。

日程第6 報告第3号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更について（篠島防災拠点施設建設工事））

○議長（松本 保君）

日程第6、報告第3号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更について（篠島防災拠点施設建設工事））の件を報告します。

報告を求めます。

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

報告第3号 専決処分の報告について御報告申し上げます。

2枚目の専決第3号 工事請負契約の変更についてをござらんください。

平成28年6月14日付議案第42号により議決されました篠島防災拠点施設建設工事の請負契約の変更につきまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、去る平成29年2月16日付で専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告するものでございます。

変更事項でございますが、契約金額の変更前1億22万4,000円を、変更後1億184万

9,400円とするものでございます。これにつきましては、工事請負費を162万5,400円増額するものでございます。

1枚はねていただきまして、変更理由書をごらんください。

主な変更内容でございますが、1といたしまして、自家発電設備用プロパンボンベ庫の規模縮小による減でございます。2としまして、外構工事の地盤改良工事の追加による増でございます。

以上で報告を終わります。

○議長（松本 保君）

これをもって報告を終わります。

日程第7 報告第4号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更について（内海防災拠点施設建設工事））

○議長（松本 保君）

日程第7、報告第4号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更について（内海防災拠点施設建設工事））の件を報告します。

報告を求めます。

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

報告第4号 専決処分の報告について御報告申し上げます。

2枚目の専決第4号 工事請負契約の変更についてをごらんください。

平成28年6月14日付議案第43号により議決されました内海防災拠点施設建設工事の請負契約の変更につきまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、去る平成29年2月16日付で専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告するものでございます。

変更事項でございますが、契約金額の変更前1億1,858万4,000円を、変更後1億1,947万1,760円とするものでございます。これにつきましては、工事請負費を88万7,760円増額するものでございます。

1枚はねていただきまして、変更理由書をごらんください。

主な変更内容でございますが、1としまして、外構工事のコンクリート舗装及び砕石敷き面積変更による増でございます。2としまして、電気設備工事の自動火災報知機設

置による増でございます。

以上で報告を終わります。

○議長（松本 保君）

これをもって報告を終わります。

日程第8 議案第1号 公の施設の指定管理者の指定について（篠島渡船ターミナル）

○議長（松本 保君）

日程第8、議案第1号 公の施設の指定管理者の指定について（篠島渡船ターミナル）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長、吉村君。

○建設経済部長（吉村仁志君）

それでは、議案第1号 公の施設の指定管理者の指定について、御説明申し上げます。

提案理由の説明をごらんください。

1の提案の理由は、篠島渡船ターミナルの管理について、南知多町篠島渡船ターミナルの設置及び管理に関する条例第18条第1項の規定により、指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める必要があるからでございます。

2の指定の内容は、南知多町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条第1項第2号及び第3号の規定に基づき、指定管理者には渡船施設の設置目的を効果的に達成できると認められる南知多町観光協会篠島支部を指定するものでございます。

(1)管理を行わせる公の施設は、篠島渡船ターミナルでございます。

(2)指定管理者となる団体は、南知多町大字篠島字浦磯28番地、南知多町観光協会篠島支部でございます。

(3)指定の期間は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（松本 保君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

6番、山下君。

○6番(山下節子君)

指定管理者がかわることになると思うんですけれども、その理由は何でしょうか。

○議長(松本 保君)

産業振興課長、川端君。

○産業振興課長(川端徳法君)

この3月31日をもって、従来指定管理をしていただきました名鉄海上観光船の指定管理期間が切れます。

この切れることに伴いまして、地元篠島、離島という条件もございますので、離島である篠島で現に観光関連の事業を展開している団体というのを踏まえまして、名鉄海上観光船と南知多町観光協会篠島支部の2団体から応募がございました。

その2団体を南知多町指定管理者選定委員会のほうで選考いたしまして、南知多町観光協会篠島支部に決定されたものでございます。以上です。

○議長(松本 保君)

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第1号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第2号 財産の取得について（土地及び建物の取得）

○議長（松本 保君）

日程第9、議案第2号 財産の取得について（土地及び建物の取得）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

議案第2号 財産の取得について、御説明を申し上げます。

1枚はねていただきまして、提案理由の説明書をごらんください。

1の提案の理由でございます。南知多町大字師崎字浅間山16番3はじめ6筆の土地と建物（元南知多老人福祉館）を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものでございます。

2の財産の概要でございます。種類は、土地及び建物であります。所在地は、南知多町大字師崎字浅間山16番3であります。

数量等は、アとしまして、土地の面積及び地目は南知多町大字師崎字浅間山16番3はじめ6筆、5,630.28平方メートルで宅地及び雑種地でございます。イとしまして、建物の構造及び面積は、鉄筋コンクリート一部鉄骨鉄筋コンクリート造6階建て（平成8年建築）で、延べ床面積6,730.49平方メートルで、うち鉄筋コンクリート造自動車車庫835.1平方メートルを含んでおります。

取得の目的は、防災施設でございます。

契約金額は、7,913万1,600円です。

契約の相手方は愛知県でございます。

なお、裏面の次のページには、土地・建物の取得予定箇所を表示した図面を、その次のページには土地所在図を、その次のページには元南知多老人福祉館建物平面図をつけてございますので、ごらんいただければと思います。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（松本 保君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第2号の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第3号 南知多町防災センター設置及び管理条例の制定について

○議長(松本 保君)

日程第10、議案第3号 南知多町防災センター設置及び管理条例の制定についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長、大岩君。

○総務部長(大岩良三君)

議案第3号 南知多町防災センター設置及び管理条例の制定につきまして、御説明を申し上げます。

1枚はねていただきまして、1ページから3ページが条例文であります。

次のページの制定理由の説明書をごらんください。

1の制定の理由でございます。自主防災組織等の防災活動の拠点としての機能を確保し、地域防災力の向上に資するため、内海地区、篠島地区及び日間賀島地区に防災センターを建設したことから、地方自治法第244条の2第1項の規定により、設置及び管理について必要な事項を定めるため、本条例を制定する必要があるからであります。

2の制定の主な内容でございます。(1)設置に関する規定は、防災活動の拠点としての機能を確保し、地域防災力の向上に資することを目的に設置するもので、第1条、第2条及び第3条関係でございます。

(2)使用に関する規定は、アとして、使用に関する許可の制限等の規定を整備するもので、第4条、第5条及び第6条関係でございます。イとして、使用料は無料とするもので、第7条関係でございます。

(3)損害賠償に関する規定は、防災センターの施設等を破損した者に対して損害を賠償させることとするもので、第8条関係でございます。

3の施行期日等でございます。施行期日は、平成29年4月1日でございます。

南知多町日間賀島防災センター設置及び管理条例は廃止するものでございます。

以上で制定理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（松本 保君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第3号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第11 議案第4号 南知多町いじめ問題専門委員会及び南知多町いじめ問題再調査委員会条例の制定について

○議長（松本 保君）

日程第11、議案第4号 南知多町いじめ問題専門委員会及び南知多町いじめ問題再調査委員会条例の制定についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

教育部長、内田君。

○教育部長兼学校教育課長（内田静治君）

それでは、議案第4号 南知多町いじめ問題専門委員会及び南知多町いじめ問題再調査委員会条例の制定につきまして、制定の理由を御説明申し上げます。

制定理由の説明をごらんください。

1の制定の理由ですが、いじめ防止対策推進法の施行に伴いまして、いじめによる重大事態への対処として、当該事態に係る事実関係を明確にするための調査及び再調査を行う組織を設置するため、新たに条例を制定する必要があるからでございます。

次に、2の制定の主な内容ですが、いじめによる重大事態に係る事実関係を明確にするための調査及び再調査を行う組織としまして、教育委員会の附属機関として南知多町いじめ問題専門委員会を、町長部局の附属機関として南知多町いじめ問題再調査委員会を設置することといたしまして、それぞれ5人以内の委員で組織するとともに、必要による若干人の臨時委員を置くことができることとさせていただいております。

そのほか、各委員長の設定及びその選任方法、会議の招集、定足数、議決数に関する規定などについて定めるものであります。

次に、3の施行期日等ではありますが、まず施行期日は29年4月1日で、あわせて各委員会委員及び臨時委員の報酬額を定める必要があるため、附則第2項で南知多町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正させていただくもので、委員報酬はそれぞれ日額6,300円とさせていただくものであります。

以上で制定理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（松本 保君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

6番、山下君。

○6番（山下節子君）

5番目の教育委員会は、ちょっと省きますけど、若干人の臨時委員を置くことができるというふうに書かれていますけれども、これは一般公募をすることができるのかということと、何名ぐらいを想定しているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（松本 保君）

教育部長、内田君。

○教育部長兼学校教育課長（内田静治君）

ただいま臨時委員のことについて御質問いただきました。

臨時委員というのは、いじめの事態、状況によりまして、必要によりあらかじめ指名しました委員以外でも招いて審議したほうがいだろうという事態が発生しましたときに委嘱するということになろうと思ひまして、議員御指摘の一般公募も必要となる事態も想定されますし、そのいじめの状況によりましてそのときに判断をさせていただくものというふうに考えております。

それから、人数につきましても若干人ということ特定いたしておりません。その種類、状況によって、どういうふうにも動けるように、調査が円滑に進められるようにということを考えて規定させていただいたものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（松本 保君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、文教厚生委員会に付託いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第4号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第12 議案第5号 南知多町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第13 議案第6号 南知多町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（松本 保君）

日程第12、議案第5号 南知多町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第13、議案第6号 南知多町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての2件は関連がありますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

議案第6号の次に提案理由の説明をつけさせていただいておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

それでは、議案第5号 南知多町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、議案第6号 南知多町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の2議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

1の改正の理由でございます。地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が平成29年1月1日に施行されたことに伴い、職員の育児休業並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限に関し必要な事項を定めるため、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

2の改正の主な内容でございます。(1)南知多町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例では、アとして、非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和で、第2条関係でございます。イとして、地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項における子の範囲が拡大したことに関する規定の整備で、第2条の2、第3条及び第10条関係でございます。ウとして、部分休業における育児時間と介護時間の時間数調整に関する規定の整備で、第20条関係でございます。

(2)南知多町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例では、職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限の対象となる子の範囲を拡大し、「特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子その他これらに準ずるもの」を加えるもので、第8条の3関係でございます。

3の施行期日は、(1)南知多町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、(2)南知多町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、ともに公布の日から施行するものでございます。

提案理由の次のページに各条例の新旧対照表をつけていますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上で2議案の提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（松本 保君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第5号、議案第6号の2件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。休憩は10時40分までといたします。

[休憩 10時31分]

[再開 10時40分]

○議長(松本 保君)

休憩を解きまして本会議を再開いたします。

日程第14 議案第7号 南知多町税条例等の一部を改正する条例について

○議長(松本 保君)

日程第14、議案第7号 南知多町税条例等の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長、大岩君。

○総務部長(大岩良三君)

それでは、議案第7号 南知多町税条例等の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

提案理由の説明をごらんください。

1の改正の理由でございます。社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律等が平成28年11月28日に公布されたことに伴いまして、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

2の改正の主な内容でございます。国における消費税率8%から10%への引き上げ時期の延期に伴い、所要の措置としまして関係規定等の変更及び整備を行うもので、2条

建ての改正となっております。

(1)第1条の改正としまして、町民税関係におきましては、個人町民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期限を平成33年12月31日まで延長するもので、附則第7条の3の2関係でございます。

(2)第2条の改正としまして、昨年12月議会において上程いたしました南知多町税条例等の一部を改正する条例の一部改正で、ア．町民税関係におきましては、(ア)法人町民税の法人税割の税率9.7%から6%へ引き下げの実施時期を延期するもので、附則第2条の2関係でございます。(イ)その他上記(ア)の改正に伴う規定を整備するもので、第33条の4関係でございます。イ．軽自動車税関係におきましては、(ア)軽自動車税における環境性能割の導入時期及び現行の軽自動車税の種別割への変更時期を延期するもので、附則第1条関係でございます。(イ)排出ガス性能及び燃費性能のすぐれた環境負荷の小さい軽自動車の特例措置に係るもので、現行制度の1年延長等所要の規定を整備するもので、附則第16条関係でございます。(ウ)その他上記(ア)、(イ)の改正に伴いまして、規定の整備及び字句の整理を行うもので、第20条の3、第21条、第73条、第73条の2、第74条、第74条の2から8、第75条、第76条、第76条の3、第78条から第82条、第86条及び附則第15条の2から6関係でございます。

なお、法人町民税の法人税割の税率の引き下げの実施時期の延期につきましては、平成31年10月1日以後に改正する事業年度から適用することとし、軽自動車税における環境性能割の導入時期及び現行の軽自動車税の種別割への変更等の時期を平成29年4月1日から平成31年10月1日に延期するものでございます。

3の施行期日につきましては、公布の日とするものでございます。

また、提案理由の次のページにこの条例の新旧対照表をつけていますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（松本 保君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第7号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第15 議案第8号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（松本 保君）

日程第15、議案第8号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

それでは、議案第8号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

提案理由の説明をごらんください。

1の改正の理由でございます。地方税法等の一部を改正する等の法律が平成28年3月31日に公布され、国の法定限度額が引き上げられたことに伴いまして、本町においても課税限度額を引き上げるため現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

2の改正の内容でございます。(1)基礎課税額の改正としまして、限度額を現行の「52万円」から「54万円」に改正し2万円引き上げるもので、第2条第2項及び第23条関係でございます。

(2)後期高齢者支援金等課税額の改正としまして、限度額を現行の「17万円」から「19万円」に改正し2万円引き上げるもので、第2条第3項及び第23条関係でございます。

3の施行期日等としまして、平成29年4月1日から施行するものでございます。ただし、改正後の南知多町国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税につきましては、なお従前の例によるものでございます。

また、提案理由の次のページにこの条例の新旧対照表をつけていますので、ごらんい

ただきたいと思います。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（松本 保君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

6番、山下君。

○6番（山下節子君）

この条例は課税限度額の引き上げ時とどのぐらいの影響額があるかということと、大体人数がどのくらいいるかお聞きします。

○議長（松本 保君）

税務課長、石黒君。

○税務課長（石黒廣輝君）

ただいまの山下議員の御質問、今回の課税限度額の引き上げに伴います影響額並びに人数と申し上げましたが、課税のもととなります世帯数について御答弁をさせていただきます。

平成28年度の課税データに基づきまして、今回の課税限度額の引き上げによる影響額につきまして試算をした場合、医療保険分におきましては443万2,000円の増額、後期高齢者支援分におきましては114万9,000円の増額となり、合わせまして558万1,000円の増と見込まれます。

また、影響のあります世帯数につきましては、改正前の228世帯が医療保険分でございます。それが228から210世帯になり、世帯数としましては18世帯の減となります。また、後期高齢者支援分におきましては67世帯から50世帯になりまして、17世帯の減となる試算となります。以上でございます。

○議長（松本 保君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会

に付託いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第8号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第16 議案第9号 南知多町部設置条例の一部を改正する条例について

○議長（松本 保君）

日程第16、議案第9号 南知多町部設置条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

企画部長、鈴木君。

○企画部長（鈴木良一君）

それでは、議案第9号 南知多町部設置条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

提案理由の説明をごらんください。

1. 改正の理由です。町の施策の方向性と長期的な財政負担の総合的な調整を図ることを目的として、総務部の所掌する予算その他財務に関する事務を企画部に移管するため、現行条例の一部を改正する必要があるからでございます。

2. 改正の内容です。総務部の事務分掌のうち、予算その他財務に関する事務を企画部に移管するもので、第3条関係になります。

3. 施行期日は、平成29年4月1日です。

また、次のページに条例改正に係る新旧対照表をおつけしてありますので、御確認をいただきたいと思います。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（松本 保君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第9号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第17 議案第10号 南知多町観光施設条例の一部を改正する条例について

○議長（松本 保君）

日程第17、議案第10号 南知多町観光施設条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長、吉村君。

○建設経済部長（吉村仁志君）

それでは、議案第10号 南知多町観光施設条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

提案理由の説明をごらんください。

1の改正の理由は、内海展望台を廃止したため、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

2の改正の主な内容は、(1)廃止する観光施設としまして、内海展望台で、別表第1関係であります。(2)上記改正に伴います字句の整理をするもので、同じく別表第1関係でございます。

3. 施行期日は、公布の日から施行するものであります。

また、次のページに新旧対照表が載せてありますので、参考にごらんいただきたいと思っております。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（松本 保君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第10号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第18 議案第11号 南知多町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例について

○議長（松本 保君）

日程第18、議案第11号 南知多町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長、柴田君。

○厚生部長（柴田幸員君）

それでは、議案第11号 南知多町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

提案理由の説明書をごらんください。

1. 改正の理由は、子ども医療費助成について、子育て家庭の経済的負担を軽減し、支援を一層充実させることを目的として、中学生以上の子供の通院に係る医療費を2分の1から全額支給に拡充するため、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

2. 改正の主な内容は、(1)定義等の改正で、「小学生及び中学生以上の子」を「就学児」に改めるもので、第2条及び第3条関係でございます。

(2)医療費の支給範囲の改正で、中学生以上の子供の通院に係る医療費の給付は医療保険自己負担額の全額を支給するもので、第4条関係でございます。

(3)子ども医療費受給者証の交付対象の改正で、新たに中学生以上の子供に対し医療費受給者証を交付するもので、第5条関係でございます。

(4)医療費の支給方法の改正で、中学生以上の子供の医療費を受給者にかわり医療機関等に支払うもので、第7条関係でございます。

3. 施行期日は、平成29年4月1日であります。

次のページ以降にこの条例の新旧対照表を添付してございますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（松本 保君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第11号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第19 議案第12号 南知多町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（松本 保君）

日程第19、議案第12号 南知多町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長、柴田君。

○厚生部長（柴田幸員君）

議案第12号 南知多町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

提案理由の説明書をごらんください。

1. 改正の理由は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるからでござい

ます。

2. 改正の内容は、基準に地域密着型通所介護及び療養通所介護が追加されたことに伴い、記録の保存期間を2年から5年とするため、現行条例に同項を加えるもので、第2条関係でございます。

また、非常災害対策に努めなければならない地域密着型サービスを行う者に地域密着型通所介護を加えるもので、第4条関係でございます。

3. 施行期日につきましては、公布の日から施行するものであります。

次のページ以降に新旧対照表を添付してありますので、ごらんいただきたいと思えます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（松本 保君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、文教厚生委員会に付託いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第12号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第20 議案第13号 平成28年度南知多町一般会計補正予算（第4号）

○議長（松本 保君）

日程第20、議案第13号 平成28年度南知多町一般会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長、北川君。

○副町長（北川眞木夫君）

議案第13号 平成28年度南知多町一般会計補正予算（第4号）につきまして提案理由

の御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんください。

歳入歳出予算の補正、第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,443万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79億4,053万6,000円とするものであります。

第2条に、予算の執行に当たり翌年度に繰り越して使用することができる経費としまして、繰越明許費をお願いするものであります。

また、第3条は地方債の補正で、地方債の変更をお願いするものであります。

補正をお願いする内容であります。まず、歳出から御説明いたします。

16ページ、17ページをごらんください。

上段になります。3. 歳出、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費です。1,109万3,000円の減額補正であります。これは4節共済費では、臨時職員の社会保険加入者数の減少により、臨時職員等社会保険料を減額補正するものであります。7節賃金は、臨時職員の雇用人数の減少により賃金を減額補正するものであります。

次に、7目基金費です。2億4,246万6,000円の増額補正であります。このうち、財政調整基金積立金2億4,213万円は、平成27年度決算剰余金の2分の1相当額の積み立て及び基金利子の増額37万3,000円を含むものであります。減債基金積立金、都市計画事業基金積立金、土地開発基金積立金及び高齢者福祉基金積立金は、利子分が増額したため補正するものであります。

3款民生費、1項社会福祉費、4目国民健康保険費は170万6,000円の減額補正であります。これは国民健康保険保険基盤安定繰出金を減額するものであります。

5目社会福祉医療費です。429万5,000円の減額補正であります。19節負担金、補助及び交付金では、愛知県後期高齢者医療広域連合負担金の確定に伴う精算により166万8,000円増額するものであります。

また、28節繰出金は、後期高齢者医療保険基盤安定分の繰出金を596万3,000円減額するものであります。

7目障害者福祉費です。435万7,000円の増額補正であります。これは平成27年度障害者自立支援給付費等に係る国庫及び県負担金の精算に伴う国県支出金等返還金であります。

18ページ、19ページをごらんください。

8 目後期高齢者保健事業費です。225万1,000円の減額補正であります。これは健康診査受診者数の減少により不用額を減額するものであります。

9 目臨時福祉給付金等給付事業費です。14万4,000円の増額補正であります。これは平成27年度臨時福祉給付金給付事業に係る国庫補助金の精算に伴う国庫支出金返還金であります。

2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費です。1,000万円の減額補正であります。児童手当支給対象者児童数の減少に伴いまして、児童手当を減額するものであります。

2 目児童運営費です。1,340万円の減額補正であります。これは7 節賃金では、臨時保育士の雇用人数の減少により賃金を減額するものであります。13 節委託料は、篠島保育園に2 歳児の入所が少なかったことなどにより施設型給付費委託料を減額するものであります。

20 節扶助費は、知多大和幼稚園に満3 歳児の入所が少なかったことなどにより施設型給付費を減額するものであります。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、5 目知多南部衛生組合費です。429万9,000円の減額補正であります。これは、知多南部衛生組合のごみ処理のための燃料費の減などにより分担金を減額するものであります。

20ページ、21ページをごらんください。

2 項清掃費、1 目じん芥処理費です。382万1,000円の減額補正であります。これは指定ごみ袋購入費の請負額の残に伴い不用額を減額するものであります。

次に、3 目知多南部広域環境組合費です。240万円の減額補正であります。これは知多南部広域環境組合の土壌調査委託料の請負額の残などに伴い、分担金を減額するものであります。

6 款農林水産業費、1 項農業費、3 目農業振興費です。1,374万5,000円の減額補正であります。経営体育成事業費補助金は624万5,000円、青年就農給付金（経営開始型）は750万円、事業費の減により不用額をそれぞれ減額するものであります。

3 項水産業費、2 目水産業振興費です。946万9,000円の減額補正であります。漁業近代化資金利子補給費補助金は181万2,000円、漁村活性化総合対策事業補助金は263万円、漁業無線局整備事業費補助金は502万7,000円、事業費の減により不用額をそれぞれ減額するものであります。

22ページ、23ページをごらんください。

9款消防費、1項消防費、1目常備消防費です。437万9,000円の減額補正であります。これは知多南部消防組合職員の人件費の減により、分担金を減額するものであります。

4目災害対策費です。1,360万1,000円の減額補正であります。篠島防災拠点施設建設工事は1,106万3,000円、内海防災拠点施設建設工事は253万8,000円、工事費の減額に伴い不用額をそれぞれ減額するものであります。

10款教育費、4項社会教育費、4目町民会館費です。100万円の増額補正であります。これは南知多町郷土資料館に木製展示ケースなどの施設用備品と、資料調査用にデジタルカメラなどを購入する経費であります。

12款公債費、1項公債費、2目利子です。906万9,000円の減額補正であります。これは、平成27年度借り入れの地方債及び利率10年見直し地方債の利率が確定したため減額するものであります。

以上で歳出の説明を終わり、次に歳入の説明を申し上げます。

10ページ、11ページをごらんください。

2. 歳入です。

13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金は1,054万円の減額補正であります。国民健康保険保険基盤安定負担金263万5,000円を追加し、子どものための教育・保育給付費533万8,000円、児童手当支給費783万7,000円をそれぞれ減額するものであります。

2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金は426万5,000円の増額補正であります。子ども・子育て支援交付金397万8,000円、児童健全育成対策費28万7,000円をそれぞれ増額するものであります。

14款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金は1,148万7,000円の減額補正であります。国民健康保険保険基盤安定負担金223万6,000円、後期高齢者医療保険基盤安定負担金447万2,000円、子どものための教育・保育給付費266万9,000円、児童手当支給費211万円をそれぞれ減額するものであります。

2項県補助金、2目民生費県補助金は129万5,000円の増額補正であります。地域子ども・子育て支援事業費を増額するものであります。

4目農林水産業費県補助金は2,135万円の減額補正であります。経営体育成支援事業費643万4,000円、新規就農総合支援事業費750万円、漁村活性化総合対策事業費238万9,000円、漁業無線局整備事業費502万7,000円をそれぞれ減額補正するものでございま

す。

12ページ、13ページをごらんください。

15款財産収入、1項財産運用収入、2目利子及び配当金は70万9,000円の増額補正であります。財政調整基金利子、減債基金利子、都市計画事業基金利子、土地開発基金利子及び高齢者福祉基金利子をそれぞれ増額補正するものであります。

17款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金は2億3,354万1,000円の減額補正であります。これは今回の歳入歳出補正の財源調整としまして減額するものであります。

2項特別会計繰入金、4目漁業集落排水事業特別会計繰入金は387万3,000円の増額補正であります。これは、平成27年度一般会計繰出金の精算に伴う漁業集落排水事業特別会計からの繰入金であります。

18款繰越金、1項繰越金、1目繰越金は4億3,290万9,000円の増額補正であります。平成27年度の決算剰余金を計上したものであります。

14ページ、15ページをごらんください。

19款諸収入、4項雑入、2目過年度収入は74万6,000円の増額補正であります。これは平成27年度障害者自立支援医療費国庫負担金の精算に伴い、追加交付金を増額するものであります。

3目雑入134万円の減額補正であります。2節民生費雑入234万円は、愛知県後期高齢者医療広域連合受託事業の確定に伴い減額するものであります。8節教育費雑入100万円は、歳出で御説明しました南知多町郷土資料館の備品購入費などに対します一般財団法人坂文種報徳会からの教育文化助成金でございます。

20款町債、1項町債、1目民生債550万円の減額補正であります。これは、豊浜放課後児童クラブ教室改修事業が国庫補助金の対象事業となったことにより、地方債の借入れを取りやめたため減額するものであります。

4目消防債1,560万円の減額補正であります。これは、篠島、内海防災拠点施設建設工事費の減額に伴い、町債をそれぞれ減額するものであります。

以上で歳入の説明を終わります。

次に、4ページをごらんください。

第2表、繰越明許費であります。個人番号カード交付事業が、年度内に事業が終了しないため、翌年度に予算を繰り越して使用するための繰越明許費の予算措置であります。

第3表、地方債補正であります。歳入の20款町債にて御説明させていただきました地方債の変更であります。一般会計の地方債残高は、この補正予算書の24ページにありますので、ごらんいただきたいと思っております。

表の一番下段の右側になりますが、平成28年度末現在高見込み額は67億1,060万3,000円であります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（松本 保君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、各委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第13号の件については、各委員会に付託することに決定しました。

日程第21 議案第14号 平成28年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（松本 保君）

日程第21、議案第14号 平成28年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長、柴田君。

○厚生部長（柴田幸員君）

議案第14号 平成28年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんください。

歳入歳出予算の補正の第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,600万3,000

円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億6,505万4,000円とするものがあります。

補正をお願いする内容につきましては、まず歳出から説明させていただきます。

12ページ、13ページをお開きください。

上段の2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費と、次の3款後期高齢者支援金等、1項後期高齢者支援金等、1目後期高齢者支援金、その下の6款介護納付金、1項介護納付金、1目介護納付金は、補正額はございませんが、後ほど御説明いたします歳入の2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金と後期高齢者支援金等負担金の増額、介護納付金負担金の減額に伴いまして、財源を更正するものでございます。

次の4段目、7款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、1目高額医療費共同事業拠出金は627万円の増額補正でございます。本年度の高額医療費共同事業拠出金が確定し、当初見込みより増額となったためでございます。

次の10款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、5目償還金は1,973万3,000円の増額補正であります。これは、平成27年度の国民健康保険療養給付費負担金の増額に伴う超過交付分を国庫へ返還するものであります。

次に、歳入につきまして説明させていただきます。

戻っていただきまして、8ページ、9ページをごらんください。

上段の2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金は1,761万5,000円の増額補正であります。これは、療養給付費等負担金等の額の確定に伴い、国庫負担金が増額となったものであります。

次の2目高額医療費共同事業負担金と2段目の5款県支出金、1項県負担金、1目高額医療費共同事業負担金は、それぞれ156万7,000円の増額補正であります。これは歳出の高額医療費共同事業拠出金の額の確定に伴い負担金が増額となったものでございます。

次の8款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金は170万6,000円の減額補正であります。これは、各種繰入金の額の確定に伴い減額となったものであります。

次の同2項基金繰入金、1目国民健康保険事業安定化基金繰入金は811万3,000円の減額補正であります。これは財源調整のため減額するものであります。

次に、10ページ、11ページをお開きください。

9款繰越金、1項繰越金、2目その他繰越金は1,507万3,000円の増額補正であります。

これは前年度の繰越金であります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（松本 保君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第14号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第22 議案第15号 平成28年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（松本 保君）

日程第22、議案第15号 平成28年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長、柴田君。

○厚生部長（柴田幸員君）

議案第15号 平成28年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんください。

歳入歳出予算の補正の第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ596万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,276万1,000円とするものであります。

補正をお願いいたします内容につきましては、まず歳出から御説明をさせていただきます。

6 ページ、7 ページをお開きください。

下段の3. 歳出、2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項後期高齢者医療広域連合納付金、1 目後期高齢者医療広域連合納付金は596万3,000円の減額補正であります。これは、町が収納した保険料と保険基盤安定繰入金の額を合わせて広域連合に納付金として納めますが、保険基盤安定繰入金の額の確定により減額となったものであります。

次に、歳入につきまして説明させていただきます。

同じページの上段の2. 歳入、2 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金は596万3,000円の減額補正であります。これは、歳出で説明させていただきました保険基盤安定繰入金の額の確定に伴い減額するものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（松本 保君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第15号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第23 議案第16号 平成28年度南知多町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（松本 保君）

日程第23、議案第16号 平成28年度南知多町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長、吉村君。

○建設経済部長（吉村仁志君）

議案第16号 平成28年度南知多町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ917万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,717万3,000円とするものであります。

次に、補正をお願いする内容を御説明申し上げます。

まず、歳出より説明させていただきます。

8ページ、9ページをごらんください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、28節繰出金は387万3,000円の増額補正であります。平成27年度決算により、一般会計繰入額を精算するものであります。

次に、4款基金積立金、1項基金積立金、1目漁業集落排水事業基金積立金、25節積立金は530万円の増額補正であります。平成27年度決算により、繰越金を基金に積み立てるものであります。

次に、歳入につきまして主なものを説明させていただきます。

戻っていただきまして、6ページ、7ページをお開きください。

中段の5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金は885万3,000円の増額補正であります。平成27年度決算による繰越金であります。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（松本 保君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第16号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第24 議案第17号 平成28年度南知多町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（松本 保君）

日程第24、議案第17号 平成28年度南知多町水道事業会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長、吉村君。

○建設経済部長（吉村仁志君）

それでは、議案第17号 平成28年度南知多町水道事業会計補正予算（第2号）につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんください。

収益的収入及び支出の第2条は、予算第3条に定めた収益的支出として、第1款水道事業費用を1,296万1,000円増額し、その総額を7億9,544万1,000円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出の第3条は、予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「4億859万5,000円」を「4億877万2,000円」に改め、当年度分損益勘定留保資金「1億72万4,000円」を「1億90万1,000円」に改めるものであります。また、支出として、第1款資本的支出を17万7,000円増額し、その総額を5億2,120万4,000円とするものであります。

次に、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の第4条は、予算第5条に定めた(1)職員給与費を61万円増額し、その総額を6,459万1,000円とするものであります。

今回の補正予算につきましては、退職者の年金に係る共済組合負担金の追加費用を支払うための増額、及び昨年末に発生した日間賀島、佐久島の海底送水管漏水修繕工事の費用の増額を補正するものであります。

次に、14、15ページをごらんください。

収益的収入及び支出の支出として、第1款水道事業費用、第1項営業費用、第1目配水及び給水費1,265万9,000円、及び第3目総係費30万2,000円を増額補正するものであります。

次に、16、17ページをごらんください。

資本的収入及び支出の支出として、第1款資本的支出、第1項建設改良費、第1目配

水設備新設改良費17万7,000円を増額補正するものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（松本 保君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第17号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第25 議案第18号 平成29年度南知多町一般会計予算

○議長（松本 保君）

日程第25、議案第18号 平成29年度南知多町一般会計予算の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

議案第18号 平成29年度南知多町一般会計予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

一般会計の歳入歳出予算の総額は71億1,500万円で、平成28年度と比較いたしますと1億8,500万円、2.5%の減となっております。

本年度予算の概要につきましては、さきに配付させていただきました平成29年度予算の概要に記述してありますので、ここでは主な歳入予算及び性質別歳出予算を中心に申し上げます。

それでは、歳入予算から御説明いたします。

歳入予算の構成としまして、町税、地方消費税交付金及び地方交付税などの一般財源の総額は55億7,038万4,000円で、予算額全体に占める割合は78.3%であります。また、

町税分担金及び負担金、繰入金などの自主財源の総額は30億5,728万2,000円で、自主財源比率は42.9%となります。

1 款町税、1 項町民税の個人分のうち、漁業などの営業所得につきまして減収が見込まれ、平成28年度予算と比較しますと916万円減の7億7,374万円を計上しています。法人分につきましては、法人税割額の税率改正などの影響を受け、前年度と比較しまして1,005万9,000円減の8,890万9,000円を見込んでいます。個人分と法人分を合わせた町民税の総額では、前年度と比較しまして1,921万9,000円減の8億6,264万9,000円を計上しています。

固定資産税のうち土地の現年課税分につきましては、地価の下落及び土砂災害警戒区域の補正適用による減収を見込み、前年度と比較しまして1,115万円減の2億9,764万円を見込んでいます。家屋の現年課税分は、前年度と比較しまして1,375万6,000円増の6億1,366万4,000円を見込んでいます。償却資産の現年課税分は、前年度と比較しまして346万1,000円増の1億5,639万9,000円を見込んでいます。固定資産税の総額では、前年度と比較しまして411万3,000円増の11億4,263万4,000円を予算計上しています。

その他軽自動車税6,961万2,000円、町たばこ税1億2,876万円、入湯税2,310万1,000円、都市計画税は滞納繰越分1,000円を予算計上しています。

町税全体では、前年度と比較しまして1,647万5,000円減の22億2,675万8,000円を予算計上しています。

2 款地方譲与税の地方揮発油譲与税2,330万円、自動車重量譲与税5,550万円、及び7 款自動車取得税交付金5,070万円は、町道の延長・面積により交付されるものであります。

6 款地方消費税交付金は、前年度と比較しまして970万円減の3億5,630万円を予算計上しています。消費税8%のうち、地方消費税の消費税換算1.7%が交付されるものであります。

8 款地方特例交付金は、住宅取得控除を住民税から控除することにより、その減収分を国が補填する減収補てん特例交付金320万円を計上しています。

9 款地方交付税は、財政力の弱い地方公共団体に交付されるものであります。国の地方財政対策費の減額を受け、普通交付税は前年度と比較しまして4,000万円減の18億3,000円を計上しています。また、特別交付税は1億4,940万円を予算計上しています。

13 款及び14 款の国及び県支出金は合計額で10億9,681万8,000円の予算計上で、前年度

に比較しまして4,848万6,000円の増額となっています。

増額となりました主な事業は、新規の事業としまして、地方創生推進交付金、水産業強化支援事業費などであります。また、既存の事業としまして、漁業無線局整備事業費、国民健康保険保険基盤安定負担金などであります。減額となりました主な事業は、経営体育成支援事業費、漁港整備事業費などであります。平成28年度に終了した事業としまして、緊急農地防災事業費、参議院議員選挙費などであります。

16款寄附金のうち、ふるさと納税は前年度に比較いたしまして1,200万円増の3,000万円を予算計上しております。

17款繰入金は、前年度に比較しまして1,612万8,000円増の4億514万3,000円を予算計上しています。財源不足を補うために財政調整基金から4億513万9,000円の繰り入れを予定しています。

また、平成28年度末の財政調整基金の残高見込み額は16億22万5,000円で、平成27年度末と比較しますと1億7,718万7,000円増額する見込みであります。

20款町債につきましては、前年度より2億2,430万円減の4億6,180万円で、県営経営体育成基盤整備事業、橋りょう長寿命化事業、道路ストック長寿命化事業、漁港整備事業などの普通建設事業の財源としまして1億2,680万円、そのほかに地方交付税の振りかわり措置としての臨時財政対策債3億3,500万円の借り入れを予定しています。

また、臨時財政対策債の元利償還金相当額につきましては、その全額が今後地方交付税に算入されることとなっております。

そのほか、主な収入としまして、11款分担金及び負担金6,432万6,000円、12款使用料及び手数料5,830万6,000円、15款財産収入567万4,000円、18款繰越金5,000万円及び19款諸収入2億1,617万4,000円をそれぞれ予算計上しています。

次に、歳出につきまして御説明申し上げます。

それでは、平成29年度予算の概要の17、18ページに掲載しています一般会計性質別歳出予算前年度対比表に基づきまして御説明申し上げます。

1の人件費につきましては総額15億2,490万7,000円で、前年度に比較しまして1,562万2,000円、1.0%増となっております。

2の物件費につきましては総額12億6,574万6,000円で、前年度に比較しまして1,595万円、1.2%の減額となっております。

減額の主なものは、需用費では医薬材料費であります。予防接種事業につきまして、

接種機会の増加のため集団接種から個別及び広域予防接種に切りかえることによるワクチン代の減額であります。使用料及び賃借料では、中学校教育用コンピューターのリース期間の満了によるものであります。

3の扶助費につきましては総額7億5,145万4,000円で、前年度に比較しまして151万8,000円、0.2%の減額となっております。減額の主なものは、障害者総合支援法による福祉サービスの利用による介護給付費であります。

4の補助費等につきましては総額16億3,966万円で、前年度に比較しまして3,013万2,000円、1.8%の減額となっております。減額の主なものは、知多南部衛生組合分担金であります。また、一部事務組合等の負担金としましては、愛知県後期高齢者医療広域連合負担金2億7,522万円、知多南部衛生組合分担金5億882万5,000円、知多南部広域環境組合分担金1,058万円、知多南部消防組合分担金3億7,489万6,000円をそれぞれ予算計上しております。

5の維持補修費につきましては、施設の老朽化などの修繕費として7,274万7,000円を計上したものであります。

6の公債費につきましては、一時借入金の利子41万7,000円を含めまして5億834万円で、前年度に比較しまして1,738万9,000円、3.5%の増額となっております。なお、平成29年度末の町債の残高見込み額は67億1,936万5,000円であります。

7の投資的事業費につきましては、総額7億1,089万1,000円、前年度に比較しまして1億8,698万3,000円、20.8%の減額となっております。

終了しました主な事業は、篠島防災拠点施設建設事業、内海防災拠点施設建設事業などであります。

また、今年度実施します主な新規事業は、のり競争力強化対策事業、保健センター昇降機改修事業などあります。

今後とも、財政状況等を踏まえ、緊急度など検討し各種事業の推進に取り組んでいくこととしています。

9の貸付金につきましては、勤労者住宅資金預託金500万円、小規模企業等振興資金預託金1,600万円を計上しています。これらの預託金につきましては、年度末に全額が貸付金元利収入として歳入となるものであります。また、医師確保修学資金貸付事業の貸付金340万円を計上しています。

10の積立金につきましては、各基金の利子分245万2,000円を基金へ積み立てるための

予算であり、歳入予算額と同額を計上しています。

11の繰出金につきましては、師崎港駐車場事業特別会計を除く4特別会計に総額5億9,001万5,000円を繰り出すもので、前年度に比較しまして1,495万9,000円、2.6%の増額となっております。繰り出し先は、国民健康保険特別会計へ2億618万3,000円、後期高齢者医療特別会計へ7,517万円、介護保険特別会計へ2億6,487万9,000円及び漁業集落排水事業特別会計へ4,378万3,000円をそれぞれ一般会計から繰出金として予算計上しています。

平成29年度執行の選挙費としましては、平成29年6月29日、任期満了の町議会議員選挙費、平成29年10月20日、任期満了の知多南部土地改良区総代会総代選挙費を予算計上しています。

以上で一般会計予算の提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（松本 保君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

ここで暫時休憩いたします。休憩は13時00分までといたします。

〔 休憩 11時56分 〕

〔 再開 13時00分 〕

○議長（松本 保君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

日程第25、議案第18号 平成29年度南知多町一般会計予算の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

12番、榎戸陵友君。

○12番（榎戸陵友君）

それでは、質問させていただきます。

まず1番目に、111ページで老人保護措置費とは何か、大幅増の理由は何か。

2、119ページで、障害福祉計画策定委員報償とは何か。何人で、1人幾らか。障害福祉計画策定委員委託料はどこに委託するのか。

3、121ページで、地域活動支援センター事業費補助金はどのようなものか。

- 4、129ページで、施設型給付費の内容は何か。
 - 5、133ページで、看護職賠償責任保険料とはどのようなものか。
 - 6、137ページの広域予防接種委託料の大幅増の理由は何か。
 - 7、141ページの地区一斉清掃ごみ収集運搬委託料の増の要因は何か。
 - 8、141ページの傷害保険料の内容は何か。
 - 9、143ページの法令データベースライセンス使用料とは何か。
 - 10、149ページの災害廃棄物処理計画作成業務委託料の内容は何か。また、委託先はどこか。
 - 11、149ページの消耗品の大幅増の要因は何か。
 - 12、203ページのキャリアスクールプロジェクト事業委託料はどのような事業で、委託先はどこか。
 - 13、207ページのスクールバス運転手業務委託料の大幅増の理由は何か。
 - 14、207ページのシロアリ駆除委託料、どこの学校か。また、委託先はどこか。
 - 15、213ページの公用車は何か。
 - 16、215ページのネットワーク機器保守料とは何か。また、今後毎年か。
 - 17、221ページの公民館管理人派遣委託料、増の理由は何か。
 - 18、225ページの11節需用費の修繕料は何か。
 - 19、229ページの修繕料は何か。
 - 20、235ページの施設用備品とは何か。
 - 21、239ページの賄材料費の大幅増の要因は何か。
 - 22、239ページの給食センター備品の大幅増の理由は何か。
 - 23、239ページの消毒保管機とは、どのようなものか。
- 以上、23項目、簡潔にお答えをお願いします。

○議長（松本 保君）

保健介護課長、滝本君。

○保健介護課長（滝本 功君）

榎戸議員からの御質問に対しまして、所管課順に答弁をさせていただきます。

まずは保健介護課所管分の1番目の御質問、予算書111ページの老人保護措置費の20節扶助費の中の老人保護措置費についてでございますが、老人保護措置とは、老人福祉法第11条第1項第1号で規定されておりました、市町村は65歳以上の者で、環境上の理

由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な者を養護老人ホームへ入所させる措置をとらなければならないこととされております。この措置入所に係る費用が老人保護措置費でございます。予算額が181万8,000円から377万円と大幅増となった理由につきましては、措置者が1名ふえて2名となったためであります。

続きまして、5番目の予算書133ページ、下段の保健衛生一般管理費の12節役務費の看護職賠償責任保険料とはどのようなものかでございますが、町保健師の保健事業における業務上の事故については、全国町村会総合賠償補償保険制度にて補償されます。近年、町の保健事業以外の行事等で保健師業務を行う機会がふえており、町村会の制度では補償されない専門職が行う業務上の事故等の法的な賠償責任を補償するため、看護看護職賠償責任保険に加入し、保健師の業務上の安心感を確保するものであります。

続きまして、御質問の6番目、予算書137ページ中段の予防接種事業費の13節委託料の大幅増の理由は何かについてでございますが、乳幼児の予防接種事業につきましては、予防接種機会をふやすことを目的に集団接種から町内医療機関による個別接種及び町外協力医療機関における広域接種に切りかえて実施することといたします。そのため、委託料は対前年度604万2,000円の増となっておりますが、需用費で計上しておりましたワクチンなどの医薬材料費が811万2,000円の減となっており、予防接種事業費全体では対前年度比387万3,000円の減となります。以上です。

○議長（松本 保君）

福祉課長、神谷君。

○福祉課長（神谷和伸君）

続きまして、福祉課所管分につきまして説明させていただきます。

質問2の119ページ、障害福祉計画策定委員報償とは何か、何人で1人幾らか。障害福祉計画策定委託料はどこに委託するかにつきましてですが、これにつきましては平成30年度から平成32年度までの3年間を計画期間といたします第5期南知多町障害福祉計画を平成29年度に作成するに当たり、障害福祉計画策定委員会を設置いたします。その委員会の委員の報償費で、人数は10名以内であります。また、報償費の額につきましては、1人当たり、会議1回当たり6,300円とその旅費相当分を支払うものであります。委託先につきましては、指名競争入札により委託業者を決定する予定のため、今のところ決まっておられません。

続きまして、質問の3、121ページの地域活動支援センター事業費補助金はどのよう

なものかにつきましては、精神障害者の方の日中活動を支援する場といたしまして地域活動支援センター事業を美浜町と本町の2町で特定非営利活動法人かもめ福祉会に委託して実施しておりますが、その事業費に対する補助金であります。この事業に係る経費につきましては、両町で折半して負担しております。また、この事業の幹事町につきましては2年ごとに交代して実施しております、平成27、28年度につきましては美浜町が幹事町であったために、本町は美浜町に対して補助金の2分の1を負担金として支出しております。しかし、平成29、30年度につきましては本町が幹事町となるため、本町が美浜町から補助金の2分の1を負担金として受け取り、補助金の全額を特定非営利活動法人かもめ福祉会に支出するものであります。

この御質問の121ページの地域活動支援センター事業費補助金1,206万円につきましては、美浜町の負担金と本町の負担分を合計しました金額で、幹事町であります本町が特定非営利活動法人かもめ福祉会に支出するものであります。

続きまして、質問の4、129ページの施設型給付費の内容はにつきましては、子ども・子育て支援新制度で施設型給付費制度が創設されまして、保育所、認定こども園、幼稚園等に対する財政支援の仕組みが共通化されました。主な基本構造といたしましては、内閣総理大臣が定める基準より算定した費用の額、法定価格といたしますが、ここから政令で定める額を限度として市町村が定める額、これは利用者負担額であります、これを控除した額が施設型給付費であります。これを施設、事業を利用する子供の居住地の市町村から受領することになっております。

御質問の129ページの施設型給付費963万7,000円につきましては、本年4月に幼保連携型認定こども園に移行します美浜町にあります知多大和幼稚園に支払うものであります。以上であります。

○議長（松本 保君）

環境課長、宮地君。

○環境課長（宮地廣二君）

続きまして、環境課の所管分につきましては御説明させていただきます。

御質問の7、予算書の141ページ下段の13節委託料の中の地区一斉清掃ごみ収集運搬委託料の増の原因は何かにつきましては、各行政区が春と秋に実施する一斉清掃に際し、知多南部クリーンセンターまでの運搬作業の軽減を図るため、4トンパッカー車などを配置するものであり、建設物価平成28年度単価表によりましてパッカー車及び助手作業

員の単価等を見直したため増額となったものでございます。

次に、御質問の8、予算書の141ページ下段の12節役務費の中の傷害保険料の内容は何か。これにつきましては、平成27年度から町主催で開催しております環境学習推進事業のうち、町自然観察会につきましては参加者から参加料を50円徴収しておりまして、愛知県自然観察指導員連絡協議会の傷害保険制度に充当してきました。また、環境教育推進事業につきましては、各委託団体が事業の実施に際し、個別に傷害保険に加入していただいていたものを、新年度からの事業の実施に当たりましては町が一括して保険契約するものでございます。

次に、御質問の9、予算書の143ページ下段の14節使用料及び賃借料の中の法令データベースライセンス使用料とは何かにつきましては、現在、加除式の書籍として所有している環境関係の法令集をインターネット上で閲覧・検索ができるなど、利便性の向上を図るためのシステム利用料でございます。

次に、御質問の10、予算書の149ページ最上段になりますが13節委託料の中の災害廃棄物処理計画作成業務委託料の内容は何か。また、委託先はどこかにつきましては、地震などの大規模災害の発生時には大量の災害廃棄物が発生するため、発災前に必要な準備、対策を定めておく災害廃棄物処理計画の作成を委託するための費用でございます。また、委託先はどこかにつきましては、指名競争入札にて今後決定されるものでございます。

次に、御質問の11、予算書の149ページ上段11節の需用費の中、消耗品の大幅の増の原因は何か。これにつきましては、現在、可燃ごみの中に含まれているリサイクル可能な紙類を本年10月よりミックスペーパーとして可燃ごみとは別に収集を開始いたします。このため、ミックスペーパー用の指定ごみ袋を新たに作製する必要があり、そのための費用が増加しておるということでございます。環境課分は以上でございます。

○議長（松本 保君）

教育部長、内田君。

○教育部長兼学校教育課長（内田静治君）

榎戸議員からの御質問に対して、学校教育課所管分について御説明をさせていただきます。

御質問の12、203ページでございます。キャリアスクールプロジェクト事業委託料はどのような事業か、委託先はどこかという御質問でございます。キャリアスクールプロ

プロジェクト事業は、全額、愛知県からの委託事業でございまして、県内の全中学校を対象としました職場体験授業を中心としたキャリア教育事業でございます。27年度まで「あいち・出会いと体験の道場」事業委託として実施してまいりましたが、今年度より事業名をキャリアスクールプロジェクト事業というふうに変えまして実施させていただいております。また、29年度におきましては、小学校のモデル校としまして内海小学校を、地域の講師を招いて働くことへの関心を高める授業の実施を予定しております。したがって、委託先につきましては、町内5中学校並びに内海小学校ということに予定しております。

次に、御質問の13、スクールバス運転業務委託料の大幅増の理由は何かという御質問をいただきました。スクールバスの運転業務委託料は、平成26年度より3年間の長期契約を行っておりまして、28年度、今年度予算につきましては26年度に行いました入札額、契約額をもとに予算化しておりました。29年度におきましては、契約の更新年度となるために、現在の委託業者より見積もりを依頼しまして、その額をもとに予算化させていただきました。増額の主な要因としまして、人手不足による運転手の確保、人件費の高騰など、バス運行上の安全面での経費等が考えられますが、契約に当たっては競争入札により額が決定されることとなりますので、よろしくお願いたします。

次に、御質問の14、207ページ、シロアリ駆除委託料はどここの学校か、委託先はどこかという御質問をいただきました。この分は、内海小学校の体育館の入り口付近の2階のキャットウォークに羽アリが大量に発生してしまったということを受けまして、業務を委託するものでございます。委託先につきましては、今後、指名競争入札により発注するということを予定しております。

次に、御質問の15番、213ページでございます。備品購入費の公用車は何かという御質問をいただきました。これは日間賀中学校の原付バイクを購入するため予算計上させていただきました。現在、バイクは平成15年に購入しまして13年が経過しているということもありまして、エンジンのかかりが悪く故障も多いということから、その更新予算を今年度計上させていただきましたので、よろしくお願いたします。

次に、御質問の16番、215ページでございます。12の役務費で、ネットワーク機器保守料とは何か。今後、毎年予算化するのかという御質問をいただきました。ネットワーク機器とここで申し上げるのは、中学校のパソコン教室、職員室に置きます全パソコン、合計で251台ありますが、それが校内でインターネットへ接続するために経由する機器

と、もう一つ、学校内での全パソコンへのアクセスを管理する機器がございます。この2つの機器は、外部からの不正アクセスを守る機能が一つと、もう一つは生徒用パソコンから教師用のパソコンへのアクセスを防ぐと申しますか、そういったことを制御するための内部アクセスを守るための機能を持っております。この機器を含めました現在の中学校の教育用パソコン150台のリース期間が29年8月末をもって5年のリース期間が満了するということもありまして、南知多町に無償譲渡されることになるわけですが、それ以降の環境を守るためにこのネットワーク機器のライセンス更新料は別に払う必要が出てきたというところで、この部分を1年分の経費を計上させていただいたというところでございます。なお、教育用パソコンについては、1年無償譲渡の部分を使った後、30年9月に新たに更新を予定しておりますので、29年度限りの予算となる予定をいたしております。よろしくお願いいたします。

○議長（松本 保君）

社会教育課長、森君。

○社会教育課長（森 崇史君）

それでは、社会教育課所管分について説明をさせていただきます。

17の221ページ、公民館管理人派遣委託料増の理由は何かについてですが、これにつきましては、これまで町公民館の夜間管理人を臨時職員扱いとしておりましたが、臨時職員が退職したことにより、この夜間管理人が利用のあるときのみ雇用ですのでなかなか新しい職員が見つからず、やむなくシルバー人材センターに管理人を、派遣をしたいと考えまして、その分の増額分でございます。また、シルバー人材センターから管理人の1時間当たりの単価の増額がありまして、その増分がこの中に入っております。

次に18番、225ページ、内田家維持管理費の11節需用費、修繕料は何かについてですが、こちらは内田家の新納屋のといの取りかえと、座敷の南側の庭にあります網代塀の破損部分の補修、そしてコケが剥がれておりまして、こちらの張りかえ、そして佐七家の照明工事、そして佐七家の循環式トイレの機械室の修繕を行うものでございます。

次に19番、229ページ、梅原邸維持管理費の修繕料は何かでございますが、梅原邸の西側にありますフェンスが腐食しておりまして倒れかけております。これを修繕するもの、及び土蔵が1棟ございますが、こちらの警備設備を設置するための費用、そしてそのための電気工事等を行うものでございます。

そして20番、235ページ、運動公園等維持管理費の施設用備品とは何かでございます

が、こちらは運動公園のグラウンドのベンチの取りかえ、そしてテニスコートのネットの取りかえ、いずれも老朽化により余り調子がよくないということで取りかえを考えております。そして、今年度末をもって更新時期を迎えますAEDの取りかえと、これを近隣の方々にも使用できるようにということで、これまでは管理棟の内部にAEDを設置していたわけですが、こちらを外部の壁面に設置するための収納ボックスの購入を考えて予算計上したものでございます。

○議長（松本 保君）

学校給食センター所長、宮本君。

○学校給食センター所長（宮本政明君）

それでは、学校給食センター所管分につきまして説明させていただきます。

予算書239ページ、上段、賄材料費の大幅増の要因は何かにつきまして、本町の賄材料費につきましては、平成26年度に消費税が5%から8%に引き上げられたことを受けて、臨時的な措置としまして、給食の質の低下を招かないよう保護者負担分は据え置いた上で、平成27年度より食材費の3%相当分の負担としている経緯がございます。今年度も天候不順による野菜等生鮮食品の不作や人件費増により食材費の値上がりが見られ、給食にも影響が懸念される状況にあります。

現在の給食費への改定時から比較しまして、主食であります御飯やパン、牛乳につきましては大きな価格変動はございませんが、副食材であります野菜や卵等は大きく上昇しております。例えばキャベツは約55%、ニンジン約46%、卵では約45%、ミカンの缶詰では2倍以上の差となっております。全体では約25%の上昇率となっております。こうした食材の値上がりに対しまして、給食センターでは、例えば豚肉から鳥肉へ、ホウレンソウから小松菜などへの食材の変更や、加工品をやめまして給食センターで手づくりをしたり、デザート類の企画、回数を調整するなど、献立の工夫によりまして影響を最小限にするよう努めております。

給食は、児童・生徒の心身の健全な発達に資するものでございます。通常の献立内容となりますよう、来年度も賄材料費の町の負担分につきまして見直しを行ったものであります。また、地元食材を利用した地産地消の促進への取り組みの必要性も言われておりまして、学校給食のより一層の充実を図ろうとするものでございます。

続きまして、質問22、同じく239ページでございますが、給食センター備品の大幅増の理由は何か。質問23、消毒保管機とはどのようなものかにつきまして、関連がござい

ますのであわせて説明をさせていただきます。

質問22の備品購入費の大幅増の主な理由は、平成元年9月に購入しました自動洗い物機の老朽化に伴います更新費用1,072万5,000円及び消毒保管機1台136万1,000円などを購入するものであります。

消毒保管機とはどのようなものかについてでございますが、現在、半島側の学校への牛乳配送は牛乳業者から直接各学校へ届けております。業務の効率化、保管の安全性向上を図るために、平成29年度から学校給食センターに一括納入してもらい、給食とあわせ配送する方法に変更を予定しているものでございます。その牛乳を保管する容器の消毒、保管のための機器でございます。以上です。

(挙手する者あり)

○議長（松本 保君）

12番、榎戸君。

○12番（榎戸陵友君）

ちょっと再質問をお願いします。

5番の看護職賠償責任保険料ですけど、対象は、1万8,000円と少ないんですけど、何人ですか。

あと7番の地区一斉清掃ごみ収集運搬の委託料なんですけど、見直しをされたと言いましたけれども、どのように見直しをされたのか、ちょっと伺いたいと思います。

あと9番の法令データベースライセンスの使用料ですけども、これは今後毎年要るのか教えてください。

○議長（松本 保君）

保健介護課長、滝本君。

○保健介護課長（滝本 功君）

ただいまの榎戸議員さんの質問につきまして、お答えさせていただきます。

5番の予算書133ページの保健衛生一般管理費、12節役務費の看護職賠償責任保険料の対象人数ということでございますけれども、来年度予算計上しております積算内訳が4,300円の4人分ということで1万8,000円の計上となっております。この対象と今考えております町所管の保健事業以外の事業という事業が、例えば産業祭りですとか日間賀島のジョギング大会ですとか、下諏訪の交流事業などで保健師が随行した場合の業務のことを想定しております。以上です。

○議長（松本 保君）

環境課長、宮地君。

○環境課長（宮地廣二君）

地区一斉清掃のごみ収集運搬料委託料のところの見直しですが、先ほど言いましたように4トンパッカー車など、こういったものを使っております。その単価としまして、運転手、また助手作業員、そういったものの単価が毎年見直しの中で単価表を使いまして、昨年は運転手を含むじんかい車の1時間当たりの単価が4,700円、これが来年度におきましては6,714円、また助手作業員につきましては2,100円の単価から2,325円というふうな形で上がっております。それぞれ一応、時間は半日ということで、4時間を使わせていただいております。

それから、あと諸経費のところでは半島側と離島、全部で9地区ございまして、日間賀島、篠島につきましても全て諸経費、リストは一緒にこれまで見ておりましたが、やはり離島におきましてはフェリーに乗った空き時間等々ありますので、そういったこともありまして諸経費の単価も2万7,200円から3万6,150円とかいうような形で上げさせていただいておりますので、そういったところをトータルとしまして約30万ほど上がってきたということでございます。以上です。

○議長（松本 保君）

ほかに質疑はありませんか。

（発言する者あり）

申しわけございません。9番をお答えください。

○環境課長（宮地廣二君）

9番のところ、このライセンス使用料につきましては毎年ということになりますので、よろしく申し上げます。

○議長（松本 保君）

ほかに質疑はございませんか。

（挙手する者あり）

6番、山下君。

○6番（山下節子君）

款、項、目、節は省略させていただきます。

67ページ、職員採用試験委託料3万円、なぜ委託をするのか。面接も委託をするので

すか。

69ページ、新公会計財務書類作成支援業務委託料340万2,000円、どういう内容なのか具体的に説明をしてください。

73ページ、非常放送設備277万6,000円、購入されるものは何か。

77ページ、ふるさとづくり姉妹町村等宿泊助成事業補助金10万円。10万円減ですが、その要因について説明してください。

79ページ、プロモーション事業委託料2,000万円、南知多町の魅力を発信し交流、移住・定住を促進、南知多町タウンプロモーション戦略に基づく事業展開と、それから地方創生推進事業について、具体的に示してください。また、どのようなメディアに残すのかということも説明してください。

79ページ、あいち情報セキュリティクラウド接続に係るシステム改修業務委託料とはどのような内容ですか。

統合型GISシステム再構築業務委託料239万1,000円とは、どのような内容ですか。

81ページ、ガードパイプ等新設工事250万円、カーブミラー新設工事50万円、設置場所はどこですか。

81ページ、備品購入費、事務用機器667万9,000円、これは何を購入されますか。

85ページ、防犯灯設置費補助金208万円、増額の要因と設置場所はどこですか。

87ページ、運賃改定に伴う減収額補てん金925万1,000円、80万円ほど増額されていますが、その要因は何でしょうか。

91ページ、知多地方税滞納整理機構負担金35万円、10万円増額されていますが、その要因は何でしょうか。

103ページから105ページにかけて工業統計調査費、報酬、調査員8人、22万8,000円、就業構造基本調査費報酬、調査員4人、18万1,000円、住宅・土地統計調査単位区設定費18万9,000円、報酬、調査員4人、14万5,000円。調査員はどのような人が選ばれるのか。報酬額の違いについて説明してください。

163ページ、漁業振興対策事業費、のり競争力強化対策事業費補助金1億4,612万6,000円、大型ノリ自動乾燥機以外のノリ生産に関する機械についてはどうか。対象は、個人に対して補助金が出るのか、共同でやることに対して補助されるのか。

163ページ、漁業近代化資金利子補給費補助金231万2,000円、利子に対して何%ぐらい補助されますか。

173ページ、観光地美化推進事業委託料401万8,000円、どこに委託しますか。どのような内容ですか。

175ページ、観光協会補助金1,597万1,000円、どのような用途に対して補助金が出ますか。

177ページ、道路環境美化事業委託料180万円、もっと増額して草刈りの回数をふやすことはできないか。

187ページ、住宅耐震改修費、シェルター整備、防災ベッド設備、どのように周知していますか。

193ページ、需用費、光熱水費283万6,000円、前年度90万8,000円、増額の要因は何ですか。

193ページ、内海防災センター管理委託料13万円、篠島防災センター管理委託料9万9,000円、どこに委託されますか。委託料の違いはどうか。

197ページ、工事請負費991万5,000円、ビラ・マリーン建設全体の整備工事ですか。

51ページ、生命保険取扱費97万円、内容について説明してください。

55ページ、戸別受信機売捌代金15万円、全世帯の普及率を目指し、また購入していない低所得世帯に対して対策を立ててはいかがか。

以上です。

○議長（松本 保君）

総務課長、中川君。

○総務課長（中川昌一君）

それでは、山下議員からの御質問に対しまして、所管課ごと取りまとめて答弁させていただきます。

まず初めに、総務課所管分について答弁をさせていただきます。

まず予算説明書51ページ、こちら歳入でございます。

総務費、雑入の3段目でございます生命保険料の取扱費でございますが、こちらでございますが、職員に給与を支給する際、その給与から控除することができるもの、いわゆる天引きができるものを条例で定めております。その一つの町長の承認を得た団体扱いの生命保険の保険料につきましては、天引きした後、生命保険会社に振り込みをいたしますので、その事務取扱費として生命保険会社から支払われるものでございます。

次に、予算説明書67ページ、こちらは歳出でございます。

上から2つ目、委託料にございます職員採用試験委託料にございますが、こちらは採用試験の筆記試験の問題集の購入費にございまして、これまでは11節需用費の消耗品として取り扱っておりましたが、こちら試験問題を提供してもらいまして採点及び結果表の作成を行っていただくことからの性質上、委託料として本年度から組み替えをさせていただいたものでございまして、面接などを委託するものではございません。

次に、予算説明書の73ページ中ほどの18節備品購入費の非常放送設備にございますが、こちらは役場本庁舎内にある設備の更新にございます。緊急地震速報などと連携した庁舎内の放送用機器で、増幅器、タイマー、操作パネルなどが主なものでございます。

総務課所管分につきましては、以上でございます。

○議長（松本 保君）

検査財政課長、山下君。

○検査財政課長（山下雅弘君）

それでは、検査財政課所管分につきまして、答弁させていただきます。

予算説明書ですと69ページ、3目財政管理費の13節委託料のうち、新公会計財務書類作成支援業務委託料とはどういう内容かについて、お答えいたします。

平成26年度に総務省から、財務書類の作成に関する統一的な基準が示され、全ての自治体でこの統一的な基準による財務書類の作成が要請されております。本町では、28年度の決算からこの財務書類を作成するために、29年度当初予算に新公会計財務書類作成支援業務委託料を計上しております。

この委託料の具体的内容は、開始貸借対照表の作成、歳入歳出科目の複式仕訳パターンの作成、決算整理仕訳の作成など財務書類の作成に必要なデータの作成、そのデータを整理して財務書類を作成する事務、それから財務の分析報告書の作成などの業務について、支援・指導を委託するものであります。以上です。

○議長（松本 保君）

企画課長、田中君。

○企画課長（田中嘉久君）

それでは、企画課所管分につきまして御説明をさせていただきます。

まず77ページ、一般企画費の中のふるさとづくり姉妹町村等宿泊助成事業補助金についてでございますが、この補助金につきましては、平成28年度においては下諏訪町を交流会場といたしまして小学生による交流事業を実施したことから、参加した小学生約40

名でございますが、この宿泊料に対しまして補助金を充てました。29年度におきましては、本町を会場として実施を予定しておりますので、その分の利用者の減を見込んだものでございます。

続きまして、79ページ、プロモーション事業委託料の事業展開、それから地方創生推進事業についてということでございますが、プロモーション事業につきましましては、南知多町への移住・交流・定住促進を目的に、情報発信基盤としてのポータルサイトとプロモーションコンテンツの充実を図るとともに、その推進力となるプロモーター人材の育成、プロモーションイベントへの参加などを考えております。

また、地方創生推進事業全体との関係ということでございますが、こちらのほうにつきましましては、平成29年度において実施をします地方創生推進事業費といたしましては、町のプロモーション事業をはじめといたしまして、空き家・まちづくり推進事業、仕事創生事業、そして観光力再生事業から構成をしております。これらの事業推進を通しまして、移住・定住を推進いたしまして、人口減少を抑制いたします。また、地域産業の振興によりまして仕事を創生し、地域経済縮小のリスクを克服していこうと、こういう考えのもとに構築をされた事業でございます。

また、活用するメディアについてでございますが、こちらのほうにつきましましては広くテレビ番組等、こういったようなものも活用を考えております。また、SNSやネット上の情報サイトなど、こういったメディアを広く活用していきたいというふうに考えております。

続きまして、79ページ、電算一般管理費のほうでございますが、あいち情報セキュリティクラウド接続に係るシステム改修業務委託料はどのような内容ですかとの御質問でございます。地方自治体の情報セキュリティー強靱化の一つとして、インターネットからの不正アクセスや情報漏えい防止の目的といたしまして、今、名古屋市を除く県内市町村のインターネット環境を一元管理するシステム、愛知県であいち情報セキュリティクラウドを構築中でございます。

本町におきましても、平成29年6月ごろまでにこのシステムに接続することを考えております。現在、稼働している行政情報システムのインターネット系のネットワーク機器、サーバー等の設定変更作業などが必要となつてまいりますので、その業務を委託するものでございます。

同じく79ページになりますが、統合型GISシステム再構築の業務委託料はどのよう

な内容かとの御質問でございます。統合型GIS、地理情報システムでございますが、このシステムは各種システムの持つ情報を、地理情報をもとに統合いたしまして地図上に可視化したり、管理・分析をしたりすることが可能となる、そういうシステムでございます。本町では平成24年度から導入をしております水道配管管理システム、あるいは固定資産管理検索システム、あるいは要援護者支援管理システムなど、こういったシステムがこのシステムのほうを利用しております。そのソフトやデータを格納するサーバーをここでは持っておりますが、今回はそのサーバーのほうが入入から5年を経過いたしまして保守期間が終了するというので、そのサーバー機器の更新を行うとともに、ソフトのバージョンアップも同時に行う予定でございます。

続いて81ページ、電算一般管理費の中の備品購入費で、何を購入するのかという御質問でございます。この内容といたしましては、事務用のパソコン、役場の中で使っておりますが、このパソコン40台の購入費用が630万余り、そして保育所で使用しておりますプリンター7台の購入で36万円余り、これを購入することを予定しております。いずれも現在使用しているものが5年以上経過いたしてございまして、耐用年数を超えてきております。また、実際にふぐあいが発生している機器も出てきているということで、新たに購入をするものでございます。

それから、103ページから105ページまでの統計調査費の中の統計調査員の報酬についてのお尋ねでございます。統計調査員には、現在登録者が約80名ほど、今役場のほうで登録をさせていただいております。この方々を中心に町が推薦をいたしまして、県が任命をしております。また、調査内容だとか、あるいは受け持つ調査区の状況等を考慮して、県から交付されてまいります統計調査費委託金の調査員報酬の算定に基づき支給をしております。以上です。

○議長（松本 保君）

防災安全課長、大岩君。

○防災安全課長（大岩幹治君）

続きまして、防災安全課所管分について説明をさせていただきます。

まず歳入、55ページ、戸別受信機売りさばきについて、全世帯の普及率とまだ購入していない低所得世帯に対して対策を立ててはどうかということですが、現在、全世帯の普及率は約18%でございます。低所得世帯等に対する対策ですが、生活保護世帯や要援護世帯には無償貸し出しを行っております。

続きまして、歳出、81ページです。

ガードパイプ等新設工事、カーブミラー新設工事の設置場所はどこですかということですが、ガードパイプ等新設工事の施工場所につきましては、内海、大井、片名地内の3地区にあります。内海につきましては、町道1624号線はじめ2路線の道路に区画線を引くものであります。大井につきましては、町道5082号線沿いに水路への転落防止柵を設置するものであります。片名につきましては、町道6123号線はじめ2路線に、道路に区画線を引くものでございます。

カーブミラーの新設工事の施工場所につきましては、現在、来年度の新設要望は出ておりませんが、例年5基ほど、当該年度に入りますと要望がありますので、要望があった場所へ設置する予定でございます。

続きまして、85ページ、防犯灯設置費補助金の増額の要因と設置場所はどこですかということですが、増額の要因としましては、既存の蛍光灯タイプのものをLEDにつけかえる際の補助を来年度新規で計上いたしましたので、その分約140万円ほどになりますが増額となりました。設置場所にしましては、新規設置によって町内の全域で、各区で要望のあった場所へ設置することになります。

続きまして、次に193ページ、需用費の光熱水費、前年度からの増額の要因は何ですかについてですが、増額の主な要因としましては、今年度整備しました内海、篠島防災センターの電気代の増と、元南知多老人福祉館取得による電気代の増ということになります。

次に、同じく193ページ、内海防災センター、篠島防災センターはどこに委託されますか。篠島防災センターとの委託料の違いはということですが、内海防災センターにつきましては、内海・山海防災連絡協議会へ委託する予定であります。篠島につきましては、篠島区へ委託する予定でございます。篠島防災センターとの違いですが、内海につきましては、防災センターだけではなく災害対応等でも管理をしていただくことによる違いでございます。

次に197ページ、工事請負費991万5,000円はビラ・マリーン建物全体の整備工事ですかについてでございますが、建物全体の整備ではなく、避難所としての機能を高めるための発電機や照明設備などの改修工事であります。

先ほどの1点、防犯灯の設置費補助金の説明につきまして、ちょっと訂正をさせていただきます。設置場所ということで、各区の要望のあった場所に設置するというふうで

お答えしましたが、これについては各区が設置するものでありまして、町が設置するものではございませんのでお間違えのないようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（松本 保君）

地域振興課長、滝本君。

○地域振興課長（滝本恭史君）

それでは、御質問に対しまして、地域振興課所管分につきまして答弁させていただきます。

予算書87ページ、運賃改定に伴う減収額補てん金925万1,000円、80万円ほど増額されていますがその要因はにつきましてでございます。運賃改定に伴う減収額補填金は、町内を走る路線バスの運賃を海っ子バスの運賃体系に統一し、あわせていただくため、対象路線の平成22年度利用者数を基準とし、旧運賃である対距離運賃と現行であるゾーン制運賃との差額を交付するものであります。また、利用者が増加して増収した分につきましては、補てん金から控除して交付しておりますが、近年、対象路線である師崎線につきましては、利用者が伸びず補てん金から控除する増収額が減っている状況でございます。このことから、平成29年度につきましては利用者の減少を踏まえ、減収額補てん金を増額させていただくものでございます。以上です。

○議長（松本 保君）

税務課長、石黒君。

○税務課長（石黒廣輝君）

続きまして、税務課所管分について答弁をさせていただきます。

予算書91ページ、右側になります。説明欄の上から3行目、知多地方税滞納整理機構負担金35万円について、10万円増額されていますがその要因は何ですかについてでございます。知多地方税滞納整理機構につきましては、平成23年度に発足。その後、平成26年度から28年度まで、本年度でございます。延長が決まっておりますが、本年度、県内のブロックも含めまして、構成市町村から愛知県に対しまして強い継続の要望がございまして、改めまして平成29年度から31年度までの3カ年、再延長が決まっております。

こうしたことから、滞納整理機構におきましては従来のリース契約について、特にパソコン類、コピー機等の事務機器によるものでございますが、改めて新規にリース契約をすることと、古くなってきました事務用品の買い換え、購入等の全体の事業費が膨ら

みまして増額が見込まれていることによりまして、この5市5町、知多管内におきましても各市町の負担金、均等に増額の金額になっておりますので御了解いただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（松本 保君）

産業振興課長、川端君。

○産業振興課長（川端徳法君）

それでは、産業振興課所管分につきまして答弁をさせていただきます。

予算説明書163ページ、のり競争力強化対策事業費補助金、大型ノリ自動乾燥機以外のノリ生産に関する機械についてはどうか。対象は、個人に対して補助金が出るのか、共同でやることに対して補助をされるのかにつきまして、答弁させていただきます。

この補助事業につきましては、外国産のノリに対抗するため、大型ノリ自動乾燥機以外でも附属の附帯設備やノリの刈り取り船、加工施設の上屋などの高性能機器の導入が補助対象でございます。受益の対象といたしましては、受益戸数が5戸以上か、ノリ網の面積が1万5,000平方メートル以上であります3戸以上の協業体に補助されるものでございます。

続きまして、同じく予算説明書163ページ、漁業近代化資金利子補給費補助金、利子に対して何%ぐらい補助されますかにつきましては、これは借り入れのときの貸付基準金利によって変動いたしますが、現行では基準金利1.7%から県の利子補給率1.3%を引いたものに33.6%を掛けました0.134%を3年間の間補助しております。

続きまして、予算説明書173ページ、観光地美化推進事業委託料、どこに委託するのか、どのような内容ですかについて答弁させていただきます。この委託事業は、町観光協会のほうに委託をいたしまして、町内の漁港や観光施設に設置してあります約200個のごみかごのごみを町の回収車を使用しまして月に10日間ほど、3名の作業員の方で回収していただいております。

続きまして、予算説明書175ページ、観光協会補助金でございます。どのような用途に対して補助金が出ますかにつきましては、この補助金は町観光協会の運営に対して助成しておりました補助金でありまして、平成29年度は地方創生事業として行うものでございます。町観光協会の主な支出といたしましては、事務局長をはじめといたします4名の職員の人件費、観光案内所の光熱水費、観光宣伝キャラバンに要する経費や花火事業に対する助成金などがございます。以上でございます。

○議長（松本 保君）

建設課長、田中君。

○建設課長（田中吉郎君）

それでは、建設課所管分について御説明させていただきます。

予算説明書の177ページの中段、道路環境美化事業委託料180万円、もっと増額して草刈りの回数をふやすことはできないかについてお答えさせていただきます。

道路環境美化事業委託料につきましては、南知多町シルバー人材センターと委託契約を行い、主に広域農道や県から格下げされた内海地域の町道といった比較的交通量の多い道路を中心に草刈り業務を実施しております。

平成29年度当初予算は、昨年度の166万円から14万円増額しまして180万円の予算で実施していく予定でございます。実施場所につきましては、基本的に前年度と同様の場所を予定しておりますが、緊急時に対応するために14万円増額したものでございます。草刈り要望につきましては、今まで地区でやれていたものが高齢化に伴いやれなくなってきているため、要望は年々増加傾向にあります。全ての要望には対応できませんので、地域や校区の一斉清掃にあわせ主要道路の草刈りを行っていただくなど、今までどおり御協力をお願いしたいと考えております。

続きまして、187ページの上段の関係でございますが、木造住宅耐震改修費補助金、木造住宅耐震シェルター整備費補助金、防災ベッド設置費補助金について、どのように周知しているかという御質問ですが、周知の方法といたしまして、回覧、広報、町ホームページにて周知しております。ちなみに、今年度は平成28年6月1日号の町広報にあわせまして全ての区に回覧を依頼し、6月15日号の広報に回覧と同じ内容のものを掲載しております。また、ホームページにおきましては、暮らしの情報としまして耐震改修費補助金等の内容を掲載しているところでございます。以上です。

○議長（松本 保君）

ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

6番、山下君。

○6番（山下節子君）

これまでやってきたことと、それから今年度のタウンプロモーション事業と、どのようにつなげていくのかということを具体的に説明してほしいと思います。

それから、知多滞納整理機構についてですけれども、3年間延ばすということで終わったと思います。それがなぜ、どうしてまた3年間延長になったのか、その要因について、また詳しく説明してください。

漁業対策事業費のノリについてですけれども、これはノリ網の面積と漁場面積のことだと思いますけど、3戸以上の協業体でなければいけないのかということと、もう一つ、住宅耐震シェルターとか防災ベッドですけれども、これまでにどれだけの件数があったのかということの説明してほしいと思います。

ビラ・マリーンの建物全体の整備工事については、照明の設備ということで説明があったと思うんですけれども、これから先ずうっと設備に対してはそれ以外にも工事費が出てくると思います。その辺でわかっていることがあったら説明していただきたい思います。

それともう一つ、順不同でごめんなさい。ふるさとづくり姉妹都市宿泊助成金についてですけれども、小学生が今年度40名で、今度は迎えるということなんですけれども、これは一般の方もどのくらい使われているかということの説明していただきたいと思います。

○議長（松本 保君）

企画課長、田中君。

○企画課長（田中嘉久君）

では、まずプロモーション事業の関係でございますが、既にこのプロモーション事業につきましては本年度着手をしております、前半におきましては、国から交付されます地方創生加速化交付金を活用いたしまして移住・交流ポータルサイトの構築をまず行いました。それから、移住促進パンフレットの作成、そして3つ目としてタウンプロモーション動画の制作を行いました。また、こういった動画を使ったテレビ番組の制作、放送なども行ってまいりました。また、年度後半におきましては、地方創生推進交付金のほうを活用いたしまして、11月にはキックオフ講演会、山崎武司さんの講演会を開催しております。また、年明け1月下旬から2月にわたりまして、6回にわたりまして情報発信講座を開きまして、SNSをはじめとした媒体の活用だとか、あるいは実践的技術の指導などを、専門の方から指導を受けたりしております。

次年度、29年度におきましては、さらにこういった取り組みを進めまして、既に整備をされました各ツール、これを活用した情報発信をさらに進めていく。また、ここへ搭

載いたしましたコンテンツにつきましても、充実を図ってまいります。また、こういったプロモーション事業につきましても、それを支えてくれる人材が必要になってまいります。こういった人材を育成のための講座などをさらに進めて取り組んでいきたいというふうに考えております。

また、最後にありましたふるさとづくり姉妹町村等の宿泊助成事業の補助金の実績でございますが、28年度の実績の見込みといたしまして、現在71人、金額にいたしますと1人2,000円ずつでございますので14万2,000円という見込みを立てております。このうちの38人が、先ほど報告をさせていただきました小学生の利用ということになりますので、残る33人が一般の方での利用の実績というふうに今見込んでおります。以上です。

○議長（松本 保君）

税務課長、石黒君。

○税務課長（石黒廣輝君）

次に、知多地方税滞納整理機構の延長の理由について説明をさせていただきます。

この機構につきましては、徴収並びに滞納整理事務のみならず、目的が関係市町から比較的若手の職員を派遣させていただいております。機構の中には、経験・知識豊富な県職員のチームリーダーがおりまして、事務の中では運営も含めましてそういった指導をしていただいております。当然、相談役にもなっております。

そういった意味で、職員の知識・技術の向上も目的の一つでありまして、昨年夏から秋にかけて県内の市町の幹部の皆さんが直接県知事のほうに要望を出したりというようなことで、先ほど説明をさせていただきましたとおり、強い要望がありましてこういったことになりました。以上でございます。

○議長（松本 保君）

産業振興課長、川端君。

○産業振興課長（川端徳法君）

のり競争力強化対策事業費補助金の補助対象、3戸以上でないとかだめかということでございますが、今現在、国のほうから示されております資料につきましては協業体のノリ網面積は1万5,000平米以上の場合は3戸ないし4戸でも可ということでございます。原則は、5戸以上の協業体が対象になってございます。

○議長（松本 保君）

建設課長、田中君。

○建設課長（田中吉郎君）

先ほど住宅耐震改修、それからシェルター、防災ベッドの今までの実績はどうかということだと思いますが、実績につきましては、耐震改修のほうが今年度申請3件、昨年の実績が5件ということで、トータルで今まで申請分も含めまして耐震改修がトータル47件ということでございます。それから、シェルターと防災ベッドにつきましては、実績が今までゼロということでございます。

ちなみに、この補助金を受けるには耐震診断を受けていただくということが前提になりますので、よろしくお願いたします。以上です。

○議長（松本 保君）

防災安全課長、大岩君。

○防災安全課長（大岩幹治君）

ビラ・マリーンの整備につきまして、これから先、受け入れをしたもの以外で工事費が出てくるのではないかと。それでこの先わかっているものはありますかと御質問なんです。現在のところ、必要だと思われる工事について経費のほうを計上させていただきました。今後のことにつきましては、平成8年建築ということもありますので、どんな設備が悪くなってくるのかですが、現在のところまだ未定でございます。以上です。

○議長（松本 保君）

ほかにございませんか。質疑よろしいですか。

（挙手する者あり）

1番、石黒君。

○1番（石黒正重君）

予算書69ページ、概要の81ページ、ふるさと納税について委託料1,800万、この委託業者の業務内容について簡単にお答えください。それから、財源確保が目的になっていますが、3,000万の予定に対して財源の確保はどのぐらいの予定になるのか。

2つ目、予算書155ページ、鳥獣害対策委託料、これはどのような農作物の被害に対して、どの場所でどのような対策が予定されているのか。

3番目、予算書185ページ、公園維持管理費について、施設修繕費というのはどこの施設かお答えください。

概要の40ページ 3 公園費 その他というのがありますが、どこの何のことが説明してください。以上です。

○議長（松本 保君）

検査財政課長、山下君。

○検査財政課長（山下雅弘君）

それでは、石黒議員からの御質問に対しまして、所管課順に答弁させていただきます。

まず検査財政課所管分であります。

予算書69ページ、3目財政管理費のふるさと南知多応援寄附金取扱業務委託料、この委託の内容は何かということがまず1点目でございます。

こちらの内容につきましては、ふるさと納税のポータルサイトの運営、ホームページの作成、それからウェブのほうから寄附ができるようなシステムをそこでつくっております。その運営です。それから、寄附金をいただきました方に対しまして謝礼品を送付しておりますが、謝礼品の送付とその代金の支払いの関係を一括委託しております。さらに、寄附証明書の発送についても委託をしております。

続きまして、2点目のふるさと納税につきましては、財源確保はどれぐらいなのかについてお答えをいたします。

29年度の当初予算では歳入の寄附金、ふるさと納税で3,000万円の寄附金を見込んでおります。一方、歳出におきましては、ふるさと納税関連経費としまして広告料10万円、それからクレジットの決済手数料22万5,000円、それからふるさと南知多応援寄附金取扱業務委託料、こちら1,800万円を計上しております。歳入から歳出を差し引きますと1,167万5,000円となります。以上であります。

○議長（松本 保君）

産業振興課長、川端君。

○産業振興課長（川端徳法君）

予算説明書155ページ、鳥獣害対策事業委託料、どのような農作物の被害に対しどのような対策をするのかにつきまして答弁させていただきます。

例年、1月以降でございます。冬作でありますキャベツ等の露地野菜に対しまして、カラス等の被害に対しまして、開パの中で背後地が山であるような安全な場所を選択いたしまして、そこで餌づけをした後、空気銃を使用いたしまして駆除を行っております。以上です。

○議長（松本 保君）

建設課長、田中君。

○建設課長（田中吉郎君）

最後、建設課所管分についてお答えいたします。

予算説明書185ページの公園維持管理費の関係でございますが、11節の需用費、修繕料212万1,000円、この修繕料はどこの施設かということで、建設課が維持管理しております公園が18公園あります。内海地区で岡部公園と城下公園、山海地区で荒布越公園、豊浜地区で中町公園と小佐公園、大井地区で西園公園、西田面公園、聖崎公園及びみなと公園、それから片名地区で長谷公園、新師崎公園、モンテルジェソ公園及びカプリッチョ広場公園、師崎地区で林崎公園、神戸浦公園及び新町公園、篠島地区で浦磯公園、日間賀島地区で新井浜公園、以上18公園でございます。修繕料の212万1,000円につきましては、これら18公園の主に遊具、トイレ等の修繕の費用として計上しているものでございます。

それから、予算の概要のほうの関係でありましたが、予算書でいいますと主にその他経費として役務費の関係でございますが、役務費につきましてはこれら公園のトイレの浄化槽保守点検手数料、遊具保守点検手数料、樹木伐採手数料等を計上しているものでございます。以上です。

○議長（松本 保君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、各委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第18号の件については、各委員会に付託することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。休憩は午後2時30分までといたします。

〔 休憩 14時19分 〕

〔 再開 14時30分 〕

○議長（松本 保君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

日程第26 議案第19号 平成29年度南知多町国民健康保険特別会計予算

○議長（松本 保君）

日程第26、議案第19号 平成29年度南知多町国民健康保険特別会計予算の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

議案第19号 平成29年度南知多町国民健康保険特別会計予算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

国民健康保険制度は、他の医療保険に加入していない農林水産業者、自営業者及び無職の人を中心とした医療保険を目的としたもので、平成29年度の加入世帯数は3,400世帯、被保険者数は7,030人と想定し、歳入歳出予算総額は35億5,000万円で、前年度の予算額と比較し1億2,000万円、3.5%の増となっております。

増額の主な要因としましては、保険給付費及び共同事業拠出金の増によるものであります。

新年度におきましては、保険給付費や共同事業拠出金など、これらの支出に対応するため適正な賦課及び収入の確保に努めます。

なお、国民健康保険税につきましては、新年度は保険税の課税限度額を4万円引き上げさせていただくとともに、一般会計からの法定外繰り入れと基金の取り崩しなどで財源の確保を図り、国民健康保険事業の安定的な運営を主眼として予算編成に当たったものであります。

以上で国民健康保険特別会計予算の提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長（松本 保君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により文教厚生委員会に

付託いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第19号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第27 議案第20号 平成29年度南知多町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（松本 保君）

日程第27、議案第20号 平成29年度南知多町後期高齢者医療特別会計予算の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

議案第20号 平成29年度南知多町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

後期高齢者医療制度は、75歳以上及び65歳以上で障害の程度が一定以上の状態にある高齢者を対象とする医療制度であります。愛知県後期高齢者医療広域連合において後期高齢者医療の事務を行い、市町村では主に保険料の徴収事務、窓口受付事務を行います。

平成29年度では加入者を3,777人と見込んでおり、歳入歳出予算総額は2億6,390万円で、前年度予算と比較し750万円、2.9%の増となっております。

歳入における増額の主な要因としましては、保険料の増によるものであります。歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料と一般会計からの繰入金となっております。

歳出では、保険料等負担金としての後期高齢者医療広域連合納付金が98.6%を占めています。

以上で後期高齢者医療特別会計予算の提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（松本 保君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第20号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第28 議案第21号 平成29年度南知多町介護保険特別会計予算

○議長（松本 保君）

日程第28、議案第21号 平成29年度南知多町介護保険特別会計予算の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

議案第21号 平成29年度南知多町介護保険特別会計予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

介護保険事業は、加齢によって生じる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となった方が、能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように必要な保険医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うことを目的としたものでございます。

本年度のサービス受給者は、居宅サービス受給者を863人、居住系サービス・施設サービス受給者を304人、合わせまして1,167人を見込んでいます。

介護保険料につきましては3年ごとに見直しを行い、平成27年度から平成29年度までの第6期介護保険事業計画に基づき、基準月額を5,100円と設定しております。

平成29年度の歳入歳出予算総額は、前年度と比較しまして3,900万円減の18億6,400万円を計上しています。

歳入の主なものは、介護保険料3億9,473万3,000円、国庫支出金4億4,369万4,000円、支払基金交付金4億8,969万7,000円、県支出金2億6,457万1,000円及び繰入金2億6,488万円であります。

一方、歳出におきましては、保険給付費が17億2,831万4,000円で、歳出全体の92.7%を占めています。また、このほか地域包括支援センター運営費などの地域支援事業費が

7,584万7,000円、総務費が3,575万8,000円となっています。

高齢者が自立した日常生活を営むことができるよう、介護サービス費の給付と介護保険財政の健全な運営を目指し予算編成に当たったものであります。

以上で介護保険特別会計予算の提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（松本 保君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第21号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第29 議案第22号 平成29年度南知多町漁業集落排水事業特別会計予算

○議長（松本 保君）

日程第29、議案第22号 平成29年度南知多町漁業集落排水事業特別会計予算の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

議案第22号 平成29年度南知多町漁業集落排水事業特別会計予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本会計は、日間賀島地区の漁業集落排水施設の建設及び建設後の管理運営を目的とした会計で、平成8年度に事業着手し、平成15年8月1日に一部供用開始、平成16年4月1日に全島供用開始を行っております。

本年度の歳入歳出予算総額は8,350万円で、前年度予算額より550万円、7.1%の増で

あります。

予算の主な内容は、歳出におきまして、日間賀島浄化センター及び中継ポンプなどの施設管理費3,899万2,000円、処理場等設備改良工事などの事業費1,393万2,000円、公債費2,651万5,000円であります。これらを賄う主な財源といたしまして、使用料及び手数料3,142万1,000円、繰入金5,186万5,000円を計上しています。

本年度も日間賀島浄化センターなどの施設の適正な維持管理を行い、快適で衛生的な生活環境の確保及び海域の水質保全に資するため、円滑な管理運営を目指すものであります。

平成29年度末の町債現在高見込み額は3億93万1,000円であります。

以上で南知多町漁業集落排水事業特別会計予算の提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（松本 保君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第22号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第30 議案第23号 平成29年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計予算

○議長（松本 保君）

日程第30、議案第23号 平成29年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計予算の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

議案第23号 平成29年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

師崎港駐車場については、地域住民や観光客の駐車場を確保し地域振興を図るため、平成16年度に整備を行い、平成17年4月から供用開始し、施設の維持管理及び運営を行っているところであります。

本年度の予算総額は9,840万円で、歳出の主な内容は、駐車場管理委託料などの施設管理費3,044万7,000円、公債費1,979万円となっております。これらを賄う主な財源としましては、駐車場使用料9,722万2,000円を計上しております。

平成29年度末の町債現在高見込み額は1億2,524万7,000円であります。

以上で師崎港駐車場事業特別会計予算の提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（松本 保君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第23号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第31 議案第24号 平成29年度南知多町水道事業会計予算

○議長（松本 保君）

日程第31、議案第24号 平成29年度南知多町水道事業会計予算の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

議案第24号 平成29年度南知多町水道事業会計予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本町の水道事業は、町民の生活に必要不可欠であります安全な水の安定供給と効率的な経営を目指し、事業の運営に取り組んでいるものであります。また、施設の耐震化を図り、非常時の水の確保に努めます。

本町の水需要は、人口の減少、漁業、観光業の不振、節水意識の定着などにより減少傾向が続いており、平成29年度もその減少傾向が続くと見込まれます。

平成29年度の主な事業としましては、大井配水区管路耐震化工事、豊丘配水区管路耐震化工事、篠島浦磯配水管布設がえ工事及び豊丘歩道設置工事に伴う配水管布設がえ工事を実施することとしています。

予算の内容として、収益的収支におきましては、収入額8億1,517万6,000円に対し支出額7億9,538万3,000円で、差し引き1,979万3,000円、税込みでございますが、計上したものでございます。また、資本的収支におきましては、収入額1億377万7,000円に対し、支出額3億4,987万4,000円で、その収支差し引き不足額2億4,609万7,000円につきましては、損益勘定留保資金などで補填するものであります。

平成29年度の予算規模は、収益的支出額と資本的支出額の合計額11億4,525万7,000円で、前年度予算額に比較しまして1億5,806万7,000円、12.1%の減となっております。

平成29年度末の企業債残高見込み額は18億5,182万3,000円であります。

以上で水道事業会計予算の提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長（松本 保君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第24号の件については、総務建設委員会に付託

することに決定しました。

○議長（松本 保君）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

[散会 14時47分]

